

平成22年 2 月宮崎県定例県議会（補正）

商工建設常任委員会会議録

平成22年 3 月 4 日～ 5 日

場 所 第5委員会室

平成22年3月4日（木曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第35号 平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）
- 議案第39号 平成21年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第40号 平成21年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第2号）
- 議案第41号 平成21年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第2号）
- 議案第44号 平成21年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第45号 平成21年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第46号 宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例
- 議案第57号 宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第59号 工事請負契約の締結について
- 議案第60号 工事請負契約の締結について
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
 - ・県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について（別紙2）
- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他報告事項
 - ・「宮崎県新技術・新工法展示商談会」の開催結果について

- ・東九州地域医療産業拠点構想研究会について
- ・「農商工等連携事業計画」の本県企業の認定について
- ・アンテナショップの新たな開設について
- ・平成21年度宮崎県推奨優良県産品の決定について
- ・平成21年度の企業誘致の状況について
- ・「みやざきフラワーフェスタ2010」の開催について
- ・「2010みやざきweek（ウィーク）」の実施について
- ・都井岬観光ホテルについて
- ・公共事業における経済・雇用緊急対策について

出席委員（9人）

委員	長	宮原	義久
副委員	長	西村	賢
委員		星原	透
委員		野辺	修光
委員		黒木	正一
委員		太田	清海
委員		井上	紀代子
委員		徳重	忠夫
委員		坂口	博美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	渡邊	亮一
商工観光労働部次長	持原	道雄
企業立地推進局長	矢野	好孝
観光交流推進局長	江上	仁訓
部参事兼商工政策課長	古賀	孝士

工業支援課長 森 幸 男
 商業支援課長 吉 田 親 志
 経営金融課長 安 田 宏 士
 労働政策課長 押 川 利 孝
 地域雇用対策室長 篠 田 良 廣
 企業立地推進局次長 山 口 俊 匡
 観光推進課長 後 沢 彰 宏
 みやざきアピール課長 甲 斐 睦 教
 工業技術センター所長 河 野 雄 三
 食品開発センター所長 河 野 満 洋
 県立産業技術専門校長 西 盾 夫

営 繕 課 長 川 崎 俊 一 郎
 施設保全対策監 上 門 豊 生
 高速道対策局次長 河 野 俊 春

労働委員会事務局

事 務 局 長 野 田 俊 雄
 調 整 審 査 課 長 上 玉 利 正 利

事務局職員出席者

議 事 課 主 査 前 田 陽 一
 議 事 課 主 任 主 事 吉 田 拓 郎

県土整備部

県 土 整 備 部 長 山 田 康 夫
 県 土 整 備 部 次 長
 (総 括) 岡 村 巖
 県 土 整 備 部 次 長
 (道路・河川・港湾担当) 児 玉 宏 紀
 県 土 整 備 部 次 長
 (都市計画・建築担当) 藤 原 憲 一
 高 速 道 対 策 局 長 渡 辺 学
 管 理 課 長 成 合 修
 用 地 対 策 課 長 服 部 芳 邦
 部 参 事 兼 技 術 企 画 課 長 岡 田 健 了
 部 参 事 兼 工 事 検 査 課 長 富 高 康 夫
 道 路 建 設 課 長 濱 田 良 和
 道 路 保 全 課 長 大 寺 重 樹
 河 川 課 長 大 田 原 宣 治
 ダ ム 対 策 監 小 嶋 雄 一 郎
 砂 防 課 長 平 田 一 善
 港 湾 課 長 野 田 和 彦
 空 港 ・ ポ ー ト
 セ ー ル ス 対 策 監 前 田 安 徳
 都 市 計 画 課 長 黒 田 博 司
 公 園 下 水 道 課 長 東 康 雄
 建 築 住 宅 課 長 佐 藤 徳 一

○宮原委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連議案等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○野田労働委員会事務局 労働委員会事務局でございます。議案第35号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算」について御説明いたします。

お手元の平成21年度2月補正歳出予算説明資料をお開きください。最後のページでございま

すが、労働委員会というインデックスがついております。481ページからとなっておりますが、485ページをお開きください。今回の補正は、一般会計で840万5,000円の減額となっております。

その内訳でございますが、(事項) 職員費の587万4,000円の減額でございます。これは、給与改定に伴います減額と職員の育児休業に伴う減額そのほかとなっております。

次に、(事項) 委員会運営費が253万1,000円の減額でございます。これにつきましては、まず1番目の労働争議の調整、不当労働行為の審査に要する経費が136万2,000円の減額となっておりますが、昨年は、新規の不当労働行為事件がなかったことによります審問速記料、約50万円程度でございますが、これが減額となっております。それとあっせん開催回数が少なかったことによるあっせん員報酬などが減額になっております。合計マイナス136万2,000円でございます。2番目に、その他労働委員会の運営に要する経費として減額の116万9,000円となっておりますが、これは、主に委員や職員の会議等、旅費の執行残でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○宮原委員長 執行部の説明が終了しました。まず、議案についての質疑はありませんか。

○太田委員 育児休業ということでお聞きしました点ですが、育児休業は1年間とか休むわけでしょうから、その場合、出してあげなきゃいかん部分があるかと思うんですが、その辺、説明してもらえますか。

○野田労働委員会事務局長 女性職員が昨年の11月25日から休業しております、予定としては本年の8月末までということでございます

が、予算上は3月31日の分までを減額補正させていただきます。これについては、昨年の現員現給で予算を計上しておりましたために減額するわけですが、育児休業となりました場合の給料とか手当関係の出どころが違うものですから、労働委員会事務局としては減額をすると。多分、職員厚生課か互助会から支給されることになっておりますので、御本人の減り分はそうはないと思われま。以上でございます。

○星原委員 委員会運営費ということで減額になっていきますね。先ほどの説明ではあっせん開催回数が少なかったということだったんですが、予算を組むとき、前年度とか比較してだろうと思うんですが、21年度は少なかったということですね。どれぐらいの回数になるんですか。

○野田労働委員会事務局長 予算上は、6人で10回程度を予定しておりましたが、実際に行われたのは3人で、2回であっせんが終了いたしました。以上でございます。

○宮原委員長 ほかにございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 ないようですので、その他で何かありませんか。

○徳重委員 玉城学園の争議が、申し出があったと思うんです。あれはもう終わったんですか、教えてください。

○野田労働委員会事務局長 玉城学園の件は継続案件ということで、平成19年から引き続いていた件と、20年からの継続件と、実際には2件分に数えられているんですが、私どもの労働委員会としては終わってはおります。ただし、関係が改善されたかといいますと、まだ裁判の手続、そういったのが残っておりますので、詳細については課長のほうから説明いたします。

○上玉利調整審査課長 補足いたします。玉城学園につきましては、労働委員会として救済命令を出しましたけれども、これにつきましては、中央労働委員会のほうに再審査の申し立てがなされまして、現在継続中となっております。訴訟のほうについても控訴されておりますので、現在係争中という形になっております。以上です。

○徳重委員 当事者といいですか、職員の復帰は全然されていないわけですか。

○上玉利調整審査課長 私どものほうで確認しました限りでは、復帰はしていないということのようです。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

○太田委員 前回報告を受けたとき、いろんな労働争議が起こって、無事解決した分とかもあろうと思うんですが、中には似たような内容の労働争議がぽつぽつと起こっていたりしているなという感じがして、例えば県の広報か何かでこういう場合はいけませんよというか、労使の間での決まり事というか、これを超えてはいけませんよという、今までの判例等の中から県民にPRするようなことができんかどうか。事前にこういうことをしてはいけませんよということをしてPRしておけば、労使の間でも妙な、乗り越えて、変なことをするようなことはなくなるのかなと思って、ただ労使間の問題はデリケートな問題だから、余り文字にして広報することはできないだろうけれども、判例として確定しているものなんかを少しPRできるところがあったら、できんものかなと思ったんです。その辺はどうなんでしょうか。今後の争議を少なくするためにもと思ってですね。

○上玉利調整審査課長 労働委員会では、命令を出しました場合には記者投げ込みをやってお

りまして、記事のほうで一応県民にお知らせしております。また、団体としまして経営者協会がございますので、こちらのほうに加入していただいている会員につきましては、教育研修という形で勉強会を開いております。また、商工のほうでも労働セミナーというのがございまして、そちらのほうで広く県民には研修・啓発をしているところです。以上です。

○太田委員 わかりました。知らしめるというのがあればいいなと思って、今後、またいろんな形があれば検討をよろしくお願いします。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、ないようですので、以上をもちまして、労働委員会事務局を終了いたします。執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前10時14分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連議案等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いをいたします。

○渡邊商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。

本日は、お配りしております資料の目次のとおり、平成22年2月定例県議会提出議案（平成21年度補正分）及び商工労働観光部をめぐる最近の動きについて御説明いたします。

まず、常任委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思います。今回提出しております商工観光労働部関係議案の概要でございます。

まず、議案第35号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）」は、執行残及び緊急雇用創出事業臨時特例基金の積み立てなどに伴う補正を行うものでございます。商工観光労働部の一般会計歳出は、補正前の額515億7,654万5,000円から今回21億6,298万8,000円を減額しまして、補正後の額が494億1,355万7,000円となります。

次に、繰越明許費の追加でございます。広域拠点工業団地整備促進事業につきまして、平成22年度に繰り越しをお願いするものでございます。

次に、債務負担行為の追加でございます。平成22年度に執行予定の事業のうち、雇用対策として早期に準備が必要な中山間地域新産業・雇用創出緊急対策事業など2事業につきまして、債務負担行為の設定を行うものでございます。

次に、議案第39号「平成21年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計」の歳入歳出予算を、事業費の確定等に伴い、4億135万6,000円減額補正するものでございます。

次に、2ページでございますが、議案第40号「平成21年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計」の歳入予算区分を補正するとともに、繰越明許費といたしまして、県営えびの高原スポーツレクリエーション施設改修事業につきまして、平成22年度への繰り越しをお願いするものでございます。

次に、議案第41号「平成21年度宮崎県営国民宿舎特別会計」につきまして、歳入予算区分を補正するとともに、繰越明許費といたしまして、国民宿舎えびの高原荘改修事業など2事業につきまして、平成22年度への繰り越しをお願いするものでございます。

次に、議案第57号「宮崎県中小企業者等向け

融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、産業活力再生特別措置法の名称変更に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

議案の詳細及び報告事項については担当課長等より御説明いたしますので、よろしく願いたいと思います。私からは以上でございます。

○古賀商工政策課長 商工政策課の平成21年度2月補正予算について御説明いたします。

お手元の平成21年度2月補正歳出予算説明資料、商工政策課のインデックスのところ、209ページになります。今回の補正額は2,401万6,000円の減額補正でございます。その結果、補正後の予算額は7億1,356万7,000円となります。

それでは、補正内容の主なものについて御説明いたします。211ページをお開きください。

（目）商業総務費（事項）職員費1,814万7,000円の減額でございます。これは、職員2人分の人件費等が減ったことによる執行残でございます。

次に、（事項）連絡調整費126万4,000円の減額でございます。これは、部全体の連絡調整に要する経費でございますが、不用額を減額するものであります。

次に、債務負担行為の追加であります。先ほどの委員会資料のほうにお戻りいただきたいと思っております。1ページをお開きください。債務負担行為の追加の表に記載しております中山間地域新産業・雇用創出緊急対策事業でございます。本事業の内容は後ほど御説明いたしますが、雇用の場の少ない中山間地域において新年度早期からの雇用創出に向けて、年度内に公募を行い、事業の委託先を決定するために、債務負担をお願いするものでございます。期間は平

成21年度から22年度まで、限度額は8億2,944万円をお願いしております。

3ページをお開きいただきたいと思います。事業の詳細でございます。まず、1の事業目的でございますが、中山間地域の地域資源を活用した新産業を創出することにより、産業基盤の脆弱な中山間地域において雇用の場の創出を図るものでございます。2の事業概要であります。経済団体から事業の募集を行い、県が採択をし、事業を委託して実施するものであります。（1）の事業の種類といたしましては、アの中山間地域において地域資源を活用した新産業及び雇用を創出する地域型の事業と、イの中山間地域の地域資源を主として活用し、中山間地域も含めた広域的な地域で新産業及び雇用を創出する広域型の事業の2つとしております。事業分野は（2）のとおりでございます。事業要件は、（3）のアの中山間地域の地域資源を活用し、中山間地域の雇用創出に効果があることなどであります。（4）であります。応募の対象は、実施体制などを考慮し、商工会や森林組合など、地域の経済の中核である経済団体などとしております。3の事業費でございますが、8億2,944万円で、22年度当初予算での計上をお願いいたしております。

商工政策課は以上でございます。

○森工業支援課長 工業支援課の平成21年度2月補正について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料、工業支援課のインデックスのところでございますが、213ページをお願いいたします。工業支援課の2月補正は2億2,432万7,000円の減額でございます。補正後の予算額は15億4,002万2,000円となります。

以下、主なものにつきまして御説明をいたします。215ページをお願いいたします。（目）工

鉱業総務費でございますが、1,114万5,000円の減額としております。これは、給与改定等に伴います人件費の補正減でございます。

次に、（目）工鉱業振興費9,182万8,000円の減額としております。主なものにつきましては、まず（事項）産業支援財団創業支援事業費で2,150万9,000円減額をいたしております。減額の主な理由につきましては、産業支援財団に派遣している役職員が現職からOBになったこと等による運営費補助金の減、及び高度技術により製品開発を行う中小企業に融資をする高度技術産業育成融資資金の新規融資実績がなかったことに伴い、減額するものでございます。

次に、216ページ、（事項）新産業・新事業創出推進事業費でございますが、2,195万8,000円減額をしております。主な理由につきましては、説明欄2の産学官連携研究体制強化推進事業でございますが、産学官による共同研究体制の強化を図るため配置した研究員の人件費が見込みを下回ったことに伴い、減額をするものでございます。

次の（事項）技術振興対策費ですが、772万9,000円の減でございます。主な理由は、説明欄1の技術振興指導事業でございますが、知的財産管理事業における出願件数や特許維持経費等が見込みを下回ったことに伴うものでございます。

次に、（事項）機械技術センター運営事業費2,974万4,000円の減額でございます。主な理由につきましては、次の217ページの3の機械金属産業基盤技術支援機能強化事業での機器購入の入札残に伴うものでございます。

次に、（目）工業試験場費1億2,135万4,000円の減額としております。これは、主に工業技術センター及び食品開発センターにおける試験

研究機器購入の入札残などに伴って減額補正をするものでございます。

続きまして、最近の動きにつきまして御報告いたします。

常任委員会資料の6ページでございます。宮崎県新技術・新工法展示商談会の開催結果についてでございます。1月27日の委員会で開催について御報告をしましたが、本日はその開催結果についてでございます。1の開催概要でございますが、トヨタ自動車及びその関連会社に県内企業・研究機関が持つ新技術・新工法をPRすることを目的に、1月28、29日に愛知県豊田市のトヨタ自動車本社において37企業等が出展して開催したところでございます。

2の開催結果の(1)の来場者でございますが、トヨタグループや取引先等から2日間で1,334名の来場がございました。大変盛況でございまして、トヨタの担当者によりますと、単独県の開催としては、かなり多いほうであるということでもございました。トヨタのほうからは、元社長の渡辺副会長や佐々木副社長など役員の方々も来展されまして、県からは知事が参加して県内企業のPRを行ったところでございます。(2)の出展者アンケートでございますが、これは期間中の商談状況でございます。商談成立が2件、試作依頼、見積もり依頼など商談中が148件、合計で150件という状況になっております。(3)の来場者アンケートでございます。来場者の約77%に当たる1,033名から回答をいただきました。展示会の評価といたしましては、「参考になった」との回答が48.7%、「参考にならなかった」との回答が2.8%となっており、一定の評価はいただいたものと考えております。主な意見といたしましては、「おもしろい技術が宮崎にあることを知ることができ

た」「初めて聞いた技術・工法が多くあり、大変参考になった」など、評価する意見が多数ありました。一方で、「提案品がマーケットに対しどのように活用できるのか具体的に教えてもらえるとありがたい」「車載への応用例があるとわかりやすかった」との意見もございました。今後は、出展企業に対するフォローアップを行い、一件でも多くの商談成立に結びつけてまいりたいと考えております。

続きまして、7ページをお願いいたします。東九州地域医療産業拠点構想研究会についてでございます。平成22年度の新規事業として、東九州連携医療関連産業集積促進事業を計上しておりますが、その関連の研究会でございます。まず、1の目的でございますが、血液浄化・血管医療に関連する医療機器産業が集積をしております宮崎県、大分県におきまして、この産業集積の特徴を生かし、産学官連携による構想を策定することを目的としております。

2の背景でございますが、8ページの資料、東九州地域における医療機器産業の集積状況をごらんください。左の地図にありますように、宮崎県北部から大分市以南にかけましての東九州地域、ここには旭化成クラレメディカル、旭化成メディカル、川澄化学工業、東郷メディキットの14の工場が集積をしております。主な会社のシェアにありますように、これらのメーカーは、人工腎臓、白血球除去フィルター、血液バッグ、静脈留置針などの医療機器では世界ナンバー1、あるいは日本ナンバー1のシェアを持っております。東九州地域は、血液・血管関係の医療機器に関して日本最大、世界でも有数の生産拠点となっております。

7ページにお戻りいただきたいと思っております。3の研究会の概要でございます。去る2月15日

に大分市で第1回目の研究会を開催しました。委員は宮崎県及び大分県の産学官で構成されており、宮崎県からは、旭化成、メディキット、宮崎大学、九州保健福祉大学、それに県が参加をいたしております。また、アドバイザーとして、九州経済産業局、科学技術振興機構に参加をいただいたところでございます。(3)の構想策定の論点でございますが、研究開発、人材育成、医療拠点整備、医療機器産業の集積、こういった論点で検討を行うことといたしております。今後のスケジュールでございますが、本年秋を目途に構想を策定することとしておりまして、7月には第2回目の研究会を本県で開催をする予定でございます。

次に、9ページをお願いいたします。農商工等連携事業計画の本県企業の認定についてでございます。22年1月29日付で本県から2件の案件が経済産業省及び農林水産省の認定を受けております。これにより本県関係の認定件数は5件となっております。

認定された事業の概要でございますが、表にありますとおり、1つ目は、事業テーマが規格外青果物のパウダー加工及び販路開拓で、規格外の青果物を乾燥パウダー状に加工して、菓子や豆腐、めんなど、さまざまな分野の原材料として提供するものでございます。連携体は、三股町の有限会社ハート・コーポレーションと農事組合法人今新になります。2つ目は、事業テーマが銘柄鶏「とねどり」の低利用部位を主原料にした新商品の開発と販路開拓で、おからをえさにして育てた鶏の胸肉等を原料に、「とりおからスープハンバーグ」などの新商品を開発するものでございます。ここで1つ訂正をお願いいたします。今の表のところの右のほうに株式会社刀根(国富町)、刀根養鶏場(国富町)

というふうに記載しておりますが、これは国富町ではなくて宮崎市でございます。大変申しわけございませんでした。説明を続けます。連携体は、国富町の有限会社平和食品工業と宮崎市の株式会社刀根及び刀根養鶏場になります。なお、この事業は、本年度、県で実施しております農商工連携応援ファンド事業で支援をしております。今回の認定につながったものでございます。計画の認定を受けた事業者には、国からの補助事業や減税、信用保険法の特例、低利融資等により支援を受けることができます。なお、現在、全国で353件、九州で39件の認定が行われているところでございます。

工業支援課からは以上でございます。

○吉田商業支援課長 商業支援課の平成21年度2月補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の商業支援課のインデックスのところ、221ページでございます。商業支援課の2月補正額は1億1,303万9,000円の減額で、補正後の額は5億7,371万5,000円となります。

以下、補正の主なものについて御説明いたしたいと思います。223ページをお願いします。

(事項) 中小商業活性化事業費740万2,000円の減額でございます。これにつきましては、説明の2と3、まちなか商業再生支援事業とみやぎの商人モデル創造事業の事業費確定に伴う減額でございます。主な要因といたしましては、事業規模の縮小等により補助対象事業費が減少したものでございます。

次に、(事項) 地場産業総合振興対策費1,149万3,000円の減額でございます。次のページをお願いします。これは、5の伝統的工芸品等後継者育成事業の減額に伴うものでございまして、この事業は伝統的工芸品事業所等の後継者育成

を支援するものでございますけれども、申請が当初の見込みよりも少なかったことによる減額ということになります。

次に、（事項）運輸事業振興助成費510万7,000円の減額でございます。これは、運輸事業振興助成交付金の算出基礎数値等の変更に伴い、減額するものでございます。

次に、（事項）中小企業IT化促進支援事業費386万8,000円の減額でございます。これは、2の誘致企業IT人材養成支援事業と3の経営IT化促進事業の事業費の確定に伴う減額でございます。

次に、（目）貿易振興費（事項）貿易促進費1,328万2,000円の減額でございます。これにつきましては、2の海外交流駐在員設置事業の減額に伴うものでございまして、円高が推移いたしましたことから、ウォン及び人民元で精算しておりますソウル事務所及び上海事務所の経費に為替差益による執行残が発生したことによる減額でございます。

次に、225ページですが、（目）物産振興費（事項）県産品販路拡大推進事業費6,228万9,000円の減額でございます。これは主に、2の販路拡大支援プロジェクト事業運営費補助金と、5の物産振興センター外販機能強化支援事業の減額でございます。2の販路拡大支援プロジェクト事業運営費補助金につきましては、物産振興センターが行います商品開発や販路拡大の各種公益的事業の円滑な実施のために、センターの運営に要する経費の一部を助成するものでございます。また、5の物産振興センター外販機能強化支援事業につきましても、センターが取り組む外販機能強化事業に対し事業費補助を行うものでありますが、いずれも、センターから補助金につきましては辞退をしたいとの申

し出があったため、全額を減額するものでございます。

補正予算については以上でございます。

それでは、商工労働観光部をめぐる最近の動きについて御説明いたします。

資料の10ページをお願いします。アンテナショップの新たな展開についてでございます。

1にありますように、北部九州エリアでの県産品の販路拡大・PR、県産品に対する消費動向、市場調査を目的といたしまして、ことしの4月下旬に福岡市中央区天神にアンテナショップを開設したいというものでございます。設置者は、県と宮崎県物産貿易振興センターでございます。運営は、宮崎県物産貿易振興センターをお願いすることとしております。現在、3つのアンテナショップがありますが、これを入れて、宮崎県としては4つのアンテナショップという形になろうかと思っています。また、その他参考にありますように、福岡のアンテナショップに先駆けまして、先週の2月25日（木）から今月25日（木）までの1カ月間、福岡空港の近くにありますジャスコ福岡東店におきまして、ミニアンテナショップを開設いたしております。ミニアンテナショップにつきましては、目的にありますように、県産品に対する一般消費者の消費動向を把握しまして、今後の商品開発に役立てるとともに、外販機能のノウハウ等を習得しまして、常設ショップの運営にそのノウハウをつなげていきたいと考えているところでございます。

次に、11ページをお願いします。平成21年度宮崎県推奨優良県産品の決定についてでございます。1の制度の概要にありますように、厳格な審査をクリアした優良な県産品を県が推奨することで、消費者に対しては安全で高品質な県

製品のPR、生産者につきましては意識の啓発や商品開発能力の向上を図っていききたいというものでございます。21年度につきましては、2の平成21年度の内容ということでございますが、42品目の申請がございまして、推奨決定品目としましては、15品目ということにしております。

12ページを見ていただきたいと思いますが、この15件につきまして推奨を決定したということでございます。農産加工食品が5件、畜産加工食品が1件、水産加工食品4件、飲料が5件というふうになっております。

これにつきましては、お手元にパンフレットを御用意させていただいております。ここに商品が全部載っておりますので、見ていただきたいと思いますが、これは昨年度から始まった事業ですけれども、昨年度と今年度で38品目、商品になりますということで、畜産加工品が6、農産が14、水産が9、菓子が2、飲料が7、合計38品目をここに挙げております。18ページもお願いします。真ん中に推奨マークがついておりますけれども、38品目につきましては、この推奨マークをつけることを認めるということにしております。これらの推奨期間は、ことしの分につきましては、ことしの2月16日から平成25年3月31日までの3年間となっております。

商業支援課からは以上でございます。

○安田経営金融課長 経営金融課の2月補正予算について御説明いたします。

平成21年度2月補正歳出予算資料の経営金融課のインデックスのところ、227ページをお願いいたします。今回の補正は、一般会計、特別会計合わせまして6億4,393万9,000円の減額でございまして、補正後の予算額は346億4,203

万8,000円となります。

まず、一般会計について御説明をいたします。229ページをお開きください。一般会計の補正額は2億4,258万3,000円の減額で、補正後の予算額は336億6,118万8,000円となります。

主な事項について御説明を申し上げます。

(事項) 中小企業金融対策費1億5,658万5,000円の減額でございます。1の中小企業金融円滑化補助金でありますけれども、これは、県の中小企業融資制度に係ります信用保証協会への保証料補助でございますけれども、今年度、セーフティネット貸し付けなど融資制度の利用の増加に伴いまして、3,434万1,000円を増額するものであります。2の信用保証協会損失補償金でありますけれども、これは、平成20年度の県の融資制度に係ります代位弁済額の確定に伴いまして、1億8,885万6,000円を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。(事項) 小規模企業者等設備導入事業推進費2,674万円の減額でございます。1の特別会計への繰出金でありますけれども、これは、高度化資金の貸付金の減額に伴いまして、2,435万9,000円を減額するものであります。詳細につきましては、特別会計のところで御説明をさせていただきます。

次に、(事項) 組織化指導費853万1,000円の減額でございますが、これは、主に1の中小企業団体中央会等補助金の事業費の確定に伴うものであります。

次の(事項) 小規模事業対策費4,816万4,000円の減額でございますが、主に1の小規模事業者事業経営支援事業補助金、これは、商工会、商工会議所等への補助金でございますけれども、この事業費の確定に伴う減額であります。

以上が一般会計補正予算でございます。

次に、232ページをお願いいたします。小規模企業者等設備導入資金特別会計について御説明をいたします。なお、特別会計につきましては、定例県議会提出議案の中でもございますけれども、引き続き、この歳出予算説明資料のほうで説明をさせていただきます。補正額は4億135万6,000円の減額でございます、補正後の予算額は9億8,085万円となります。

初めに、(事項)小規模企業者等設備導入事業助成費3億6,712万7,000円の減額でございます。1の(1)高度化資金貸付金でありますけれども、これは、借り受け予定者の辞退等に伴いまして、1億932万9,000円を減額するものであります。(2)の小規模企業者等設備導入資金貸付金1億5,000万円の減額及び(3)の小規模企業者等設備導入貸与資金貸付金7,500万円の減額であります、これは、設備資金等の需要の減少に伴いまして、減額をいたすものであります。2の一般会計への繰出金でありますけれども、これは、貸し付けております貸付金につきまして、償還条件の変更等により、高度化資金を借りていらっしゃる借り受け者の償還額を一部猶予することに伴いまして、返還額が2,789万2,000円減額するものであります。

最後に、(事項)元金3,423万6,000円の減額でございますが、これは、先ほど説明をいたしました高度化資金のうち、国の中小企業基盤整備機構から借り入れた貸付金原資の償還に要する経費でございますけれども、借り受け者からの償還額を減少したことに伴い、国への返還を減額するものでございます。

2月補正予算につきましては、以上でございます。

次に、商工建設常任委員会資料の5ページをお願いいたします。議案第57号「宮崎県中小企

業等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

この議案につきましても、提出議案書の中にございますが、この委員会資料で説明をさせていただきます。1の改正理由にございすけれども、条例の中で引用しております「産業活力再生特別措置法」の法律名が「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」と改められたことによりまして、所要の改正を行うものでございます。2の改正の概要にございすけれども、条例の中の3条の第1項第1号及び第2号の中で先ほどの法律名を引用しておりますので、これを改めるものでございます。

経営金融課は以上でございます。

○押川労働政策課長 労働政策課の平成21年度2月補正予算について御説明を申し上げます。

歳出予算説明資料の労働政策課のインデックスのところ、235ページをお開きいただきたいと思っております。今回の補正は12億5,618万1,000円の増額補正でございます。補正後の予算額は87億9,849万2,000円となります。

以下、主な事項について御説明をいたします。238ページをお開きいただきたいと思っております。(事項)宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金でございます。20億412万4,000円の増額であります、これは、国の2次補正予算の成立に伴う緊急雇用創出事業臨時特例交付金を受け入れまして、基金として積み立てるものでございます。なお、今回の国の補正予算は、貧困・困窮者支援強化としての住まい対策に関する予算も緊急雇用創出事業臨時特例交付金として本県に交付されることとなっておりますが、これらに関する補正予算並びに基金条例の改正につきましては、事業を所管します福祉保健部の厚生常任委員会にて審議されることと

なっております。

次に、（事項）緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費8,465万7,000円の減額と（事項）ふろさと雇用再生特別基金事業費5億9,813万5,000円の減額でございますが、いずれも執行残が生じたことによるものでございます。なお、これらの執行残につきましては、次年度以降の基金事業の財源として充てていく予定でございます。

次に、240ページをお願いいたします。（事項）認定職業訓練費1,570万4,000円の減額でございます。これは、認定職業訓練助成事業費補助金の減額によるものでございます。この補助金は、認定職業訓練団体が実施します職業訓練に対しまして助成するものでありますが、訓練生が見込みを下回ったこと等による減額でございます。

次に、241ページをごらんください。（事項）県立産業技術専門校費4,071万円の減額でございます。まず、1の管理運営費でございますが、これは、光熱費の節減や施設の保安委託料等の入札残等によるものでございます。次に、2の訓練実習費につきましては、訓練生の実習経費等の執行残によるものでございます。また、3の委託訓練に関する経費につきましては、民間の訓練施設に委託して行っております職業訓練におきまして、一定の要件に該当する訓練生に支給しております訓練手当につきまして、受給対象者が当初の見込みを下回ったため、減額するものでございます。次に、4の施設管理費につきましては、施設改修工事等の入札残によるものでございます。また、11の障がい者能力開発事業につきましては、産業技術専門校高鍋校において実施しております知的障がい者を対象とした訓練生が当初の見込みを下回ったことか

ら、訓練生に支給している訓練手当を減額すること等によるものでございます。

続きまして、債務負担行為の追加につきまして、お手元の商工建設常任委員会資料で御説明を申し上げます。委員会資料の1ページをお開きいただきたいと存じます。債務負担行為の追加、新規学校卒業者等雇用創出・人材育成事業でございます。本事業は、現下の厳しい雇用情勢の中、未就職卒業者等の雇用の場を確保するとともに、研修等によるスキルの向上を促進し、安定的な職業への就職を支援するため、新年度早期からの雇用創出に向けて年度内に公募を行い、事業の委託先を決定するため、債務負担をお願いするものでございます。期間は平成21年度から平成22年度まで、限度額は5億3,000万円をお願いしております。

続きまして、事業の概要につきまして、御説明をいたします。資料の4ページをお開きください。㊦新規学校卒業者等雇用創出・人材育成事業でございます。まず、1の事業の目的でございますが、この事業は、先ほど申し上げましたが、未就職卒業者等に対しまして雇用の場を提供するとともに、職場実習や外部研修等を通じたスキルの向上を促進し、安定的な職業への就職を支援するものでございます。

2の事業概要でございますが、この事業は、民間団体等から以下の（1）から（3）の要件にて事業の募集を行いまして、県が採択しました事業を当該団体等に委託して実施することとしております。まず、（1）の事業の種類についてでございますが、アの未就職卒業者等を雇用し、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を職場研修、外部研修により習得するための研修を行う事業と、イの民間団体等の創意工夫に基づき、未就職卒業者等を雇い入れ、

新たな雇用機会の創出を行う事業の2つとしておりまして、事業の分野は(2)のとおりでございます。次に、(3)の事業の要件としましては、アからクにあります要件に該当するものを事業の要件としております。(4)の応募対象となる民間団体等につきましては、民間企業、NPO法人、その他の法人または法人以外の団体等を想定しております。

3の事業費は5億3,000万円を予定しておりまして、平成22年度当初予算で要求させていただいております。

労働政策課の説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○山口企業立地推進局次長 企業立地推進局の平成21年度2月補正予算について御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料、企業立地推進局のインデックスのところ、243ページをお開きください。企業立地推進局の2月補正は27億7,244万5,000円の減額でございます。補正後の予算額ですが、27億3,638万8,000円となります。

以下、主な内容について御説明をいたします。245ページをお開きください。(目)工鉦業総務費でございますが、373万6,000円の増額といたしております。これは、職員の増員に伴う補正でございます。

(目)工鉦業振興費でございますが、27億7,618万1,000円の減額といたしております。内訳といたしましては、(事項)企業立地基盤整備等対策費につきまして、31億6,829万5,000円の減額といたしております。減額の主なものといたしましては、1の広域拠点工業団地整備促進事業の減額によるものでございます。この事業につきましては、大型工業団地造成を行う市町村に対しまして、県が30億円の貸し付けと

単年度2億円の補助を行うものでございますが、今年度は市町村より貸付金の申請がなかったこと、及び補助金につきましても、2市から調査事業が申請されただけでございます。少額の交付申請であったということによるものでございます。

(事項)立地企業フォローアップ等対策費につきましては、3億9,258万円の増額といたしております。増額の主なものといたしましては、次のページの1の企業立地促進補助金の増額でございます。この補助金につきましては、立地企業における初期投資の軽減を図りますために交付する補助金でございますが、当初予定いたしておりました金額に対し実際の申請額が上回る見込みのため、増額補正をするものでございます。

次に、繰越明許費についてでございます。これにつきましては、常任委員会資料の1ページをごらんいただきたいと思います。繰越明許費追加のところでございます。広域拠点工業団地整備促進事業3,224万4,000円の繰り越しをお願いいたしております。これは、先ほども御説明をさせていただきましたけれども、大規模工業団地造成を行う市町村への補助事業でございますが、事業主体となります2つの市がその事業を22年度に繰り越すことに伴いまして、県の事業費も次年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、報告事項でございます。

常任委員会資料の13ページをお開きいただきたいと思います。最近の企業誘致の状況について御説明をいたします。平成21年度の企業誘致につきましては、現時点で新規立地企業件数18社、最終雇用予定者数1,441人となっております。具体的な企業名、業種、立地市町村等につきましては、3の平成21年度の誘致企業一覧の

とおりでございます。1月27日に開催されました常任委員会で御報告いたしました、その後立地が決定いたしましたのが、表の15番の高千穂シラス、16番の黒田工業、17番の三喜金属工業、18番目になりますが、共立電機製作所、以上の4件となっております。厳しい経済状況ではございますが、今後とも、企業の投資情報の収集に努めまして、市町村と連携して積極的な誘致活動を行い、フォローアップ事業等に取り組むとともに、雇用の場の創出に努めてまいりたいと考えております。

説明については以上でございます。

○後沢観光推進課長 観光推進課の2月補正予算について御説明いたします。

お手元の平成21年度2月補正歳出予算説明資料、観光推進課のインデックスのところ、247ページをお開きください。観光推進課の歳出予算の補正額は2,797万5,000円の減額補正となっております。この結果、補正後の予算総額は19億1,679万3,000円でございます。

次に、249ページをお開きください。一般会計でございます。2,797万5,000円の減額補正でございます。補正後の予算額は11億8,238万6,000円でございます。

補正をお願いする主なものにつきまして御説明いたします。(事項) 県営宿泊休養施設改善対策費158万9,000円の減額補正でございます。これは、県営国民宿舎特別会計におきまして、前年度からの繰越金及び諸収入が合計で158万9,000円生じたことによりまして、一般会計からの繰出金について同額を減額するものでございます。

次に、(事項) 観光振興費262万円の減額補正でございます。これは、説明欄4の宮崎おもてなし日本一実現事業におきまして、おもてなし

研修会の開催事業費の節減や、おもてなし活動支援事業の補助金の申請が見込みより少なかったこと等によるものでございます。

次に、250ページをお開きください。(事項) 観光・コンベンション誘致促進事業費1,448万8,000円の減額補正でございます。これは、説明欄1のみやざき観光コンベンション協会運営費補助金等の減額に伴いまして、補助金を減額するものでございます。

次に、(事項) スポーツランドみやざき推進事業費574万4,000円の減額補正でございます。これは、説明欄1のスポーツランドみやざき受入基盤強化事業におきまして、委託事業の入札の執行残等によるものでございます。

以上が歳出予算の説明でございます。

続きまして、平成22年2月定例県議会提出議案の31ページ、議案40号「平成21年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算」について御説明いたします。32ページをお願いいたします。この補正予算につきましては、歳出予算の補正はございませんが、歳入予算につきまして、前年度からの繰越金14万7,000円を計上するとともに、一般会計からの繰入金につきまして、同額を減額するものでございます。

次に、33ページをごらんください。繰越明許費について御説明いたします。県営えびの高原スポーツレクリエーション施設改修事業についてでございます。これは、平成21年度9月補正において措置していただいた予算でございますが、施設の運営管理に極力支障を来すことがないように、指定管理者や関係機関などと協議した結果、平成21年度のアイススケートシーズンの終了後に工事に着手することが適当だと判断されたことなどから、必要な事業の工期が不足す

ることになりまして、2億2,292万5,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、35ページをお開きください。議案第41号「平成21年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第2号）」についてでございます。36ページをお願いいたします。この補正予算につきましては、歳出予算の補正はございませんが、歳入予算につきまして、昨年度からの繰入金156万7,000円、諸収入2万2,000円、合計158万9,000円を計上しますとともに、一般会計からの繰入金につきまして、同額を減額するというものでございます。

次に、37ページをごらんください。繰越明許費について御説明いたします。国民宿舎えびの高原荘改修事業及び国民宿舎高千穂荘改修事業についてでございます。これらは、平成21年度9月補正において措置していただいた予算でございますが、施設の運営管理に極力支障を来すことがないように、また改修工事の安全性の確保、円滑化といった観点から、指定管理者や関係機関などと調整した結果、必要な工期が不足するという事になったこと等から、国民宿舎えびの高原荘改修事業で1億3,653万7,000円、国民宿舎高千穂荘改修事業で2,765万6,000円、合計1億6,419万3,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、商工建設常任委員会資料の別冊としてお配りしているものをお開きください。都井岬観光ホテルについてでございます。

既に新聞等で報道されておりますとおり、都井岬観光ホテルは2月28日に閉館されたところでございます。都井岬観光ホテルにつきましては、お手元の資料の（1）の経緯に書いてございますとおり、昭和38年11月に宮崎交通が株式会社都井岬観光ホテルを設立後、平成12年7月

には都井岬リフレッシュリゾート株式会社、これは串間市の三セクでございますが、こちらが運営を引き継ぎまして、さらに平成19年3月からは株式会社ケイズコーポレーションが経営を引き継いで今日に至っております。（2）のホテルの概要につきましてですが、今般の閉館時点で98室で250名の宿泊が可能でした。なお、西館につきましては使用していなかったということでございます。また、従業員数につきましては、28人でございます、うち21人が正社員だったということです。なお、従業員は2月28日付で全員解雇されたというふうに聞いております。

経営者であるケイズコーポレーションにつきましては、2に記載してございますとおりでございますが、大阪市の会社でございます、不動産の仲介事業などを行っております。同社の関連会社は結婚式場を運営しております。

3のその他でございます。周辺の宿泊施設についてでございますが、民宿等が3軒ございまして、合わせて110人の宿泊が可能ということでございます。都井岬への観光客数についてでございますが、お手元の資料のとおり数字でございますが、記録が残る中で最高の人数を記録した平成3年と比べましても、大きく減少しているという状況でございます。

今後の見通しにつきましては、現在、情報収集中でございます、明確に申し上げられることはありませんが、昨日、ケイズコーポレーションの社長が串間市長のもとを訪れて、売却するという考えをお持ちだという旨を伝えられたということでございます。都井岬観光ホテルは都井岬唯一の大型の宿泊施設でもありまして、その閉館は、本県を代表する観光地である都井岬の魅力にもかかわるものと受けとめてお

りますので、早急に地元串間市を初め関係者とそれぞれの立場でどんなことができるのかというところを十分協議して対応してまいりたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○甲斐みやざきアピール課長 みやざきアピール課について御説明をいたします。

まず、補正予算についてでございます。

お手元の2月補正の歳出説明資料の251ページをお開きください。みやざきアピール課の歳出の補正額は、一般会計で1,478万4,000円の減額となっております。この結果、補正後の予算総額は2億779万9,000円となります。

次に、主な補正の内容について御説明いたします。253ページをお開きいただきたいと思います。まず、(事項)観光交流基盤整備費1,207万9,000円の減額補正となっております。これは、説明欄1の「創造・再生！新みやざき観光地づくり事業」における補助金の執行残、及び説明欄2の「ひむか神話街道安全・安心走行環境整備事業」における委託事業の入札残によるものでございます。

次に、(事項)地域活性化促進費345万円の減額補正となっております。これは、説明欄1の「宮崎に来んね、住まんね、呼びかけ強化事業」における事業費の節減及び補助金の執行残によるものでございます。

以上が歳出予算の説明でございます。

次に、商工観光労働部をめぐる最近の動きについてであります。

商工建設常任委員会資料の14ページをお開きいただきたいと思います。まず、みやざきフラワーフェスタ2010の開催についてであります。1の主催につきましては、県、市町村及び関係団体等で組織しております「花とみどりのみや

ざきづくり推進協議会」となっております。

2の期間につきましては、3月20日から5月9日までの51日間となっております。

次に、3の今回の新たな取り組み等についてでございますけれども、まず、(1)にありますように、メイン会場のこどものくにが大幅にリニューアルされまして、例えば海側ゾーン内では約200万本の花が植栽されるということになっております。(2)の地域との協働による展開でありますけれども、宮崎市の中心市街地では、橘通りを中心に、いろいろな花の愛好団体等も参加しました官民協働によりますますさまざまな花の装飾が実施されますとともに、4月23日と24日の両日には、全国花のまちづくり宮崎大会が宮崎市で開催される予定です。また、宮崎市の青島地域では、「ぐるっと青島フラワーフェスタ」が地域住民が主体となって開催される予定です。(3)の会場数の増加についてでございますけれども、今回は、個人の方々のオープンガーデンがふえたことなどによりまして、全体で162会場となります。前回よりも9会場の増加となっております。なお、県内各会場を回れば抽せんで県産品等が当たりますフラワーリーをことしも実施する予定でございますので、その会場は4に記載のとおりです。また、お手元にことしのフラワーフェスタのリーフレットをお配りしておりますので、ごらんいただければと思います。

次に、15ページをお開きいただきたいと思います。「2010みやざきweeek(ウィーク)」の実施についてであります。これは報告でございますけれども、1の概要についてでございますが、ことしのみやざきウィークは「恋するみやざきごはん」をキャッチコピーとしまして、日ごろからお付き合いのあります大手民間企業等

の御協力を得まして、首都圏から全国に向けて、宮崎の食や旅といった本県の魅力を総合的に発信することを目的に実施いたしました。

次に、2の協力企業についてでありますけれども、多くの企業から、今回のそういったコンセプトに沿いましたフェア、キャンペーン等を実施していただきました。16ページの一覧表にありますとおりに、参加いただきました企業は19企業、約3,500店舗でいろんな催しをしていただきました。また、ことしのウィークの概要は、お配りしました小冊子に記載しておりますので、ごらんいただければと思います。

次に、3の広報イベント等の概要でございますけれども、(1)の知事のトップセールスイベントにつきましては、①のキックオフイベントといたしまして、イオングループ最大の規模であります埼玉県越谷市のイオンレイクタウンで、みやざきブランド推進本部と共催で農畜産物等の魅力をPRいたしました。ここではみやざき大使のバレエダンサー、西島さんにも御協力をいただきました。②の一村一祭あるいは宮崎観光遺産PRにつきましては、JR東日本及び東京駅の協力を得まして、東京駅の中で実施しましたが、ここでは日向市保存会によるひょっこ踊りを披露させていただきました。また、飲食店街の24店舗がそれぞれの持ち味を生かしたチキン南蛮コンテストに参加いただき、そういった事業も開催されました。東京駅も独自にこのための冊子をつくっていただきまして、これもお配りしておりますので、ごらんいただきたいと思います。③のクッキングイベントでございますけれども、マスコミ関係者をお招きいたしまして、有名な料理家でありますケンタロウさん、SHIORIさん、このお二人に、本県の食材を活用しましたレシピの紹介、

料理教室を実施していただきました。お二人から、本県の食材につきましても大変高い評価をいただきました。その他、(4)にありますとおり、広報媒体あるいはウェブサイト等の活用などを通じまして、本県の食と旅の魅力を幅広く情報発信いたしました。今回のウィークは多数のメディアにも取り上げていただきまして、また多くの企業に参加いただきましたので、効果的に宮崎のアピールが首都圏を中心にできたのではないかと考えております。以上でございます。

○宮原委員長 執行部の説明が終了しました。まず、議案についての質疑はありませんか。

○黒木委員 中山間地域新産業・雇用創出緊急対策事業についてお伺いしたいと思うんですけれども、イメージがなかなかわからないんですけれども、事業の要件の中のカで「建設・土木事業でないこと」ということでありますけれども、これは建設業等の失業者、そういったものを頭に入れたものであるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○古賀商工政策課長 これは、御存じのとおり、国の基金事業を活用するわけですが、基金の要件として土木建設業については対象となっておりますので、そういった事業は実施できないと。また、御質問がございましたとおり、公共事業が減少するだろうと思われまますので、そういった方々が従事しやすいような事業をやっていただければと思っております。例えば事業分野を(2)で書いておりますが、農林水産分野であれば、例えば建設機械を活用した耕作放棄地の整備・利活用をしていただくとか、もしくは山林に放置されている間伐材等の搬出をやっていただくとか、そういった格好で建設業の方々も御利用できるんじゃない

かと思っております。

○黒木委員 中山間と言われる地域は、建設業が非常に重要な地場産業ということになっているんですけども、入札制度改革等がありまして、どこが倒産するのかわからない、どれだけ失業者が出るのかもわからないというような状況の中で、いろんな雇用対策をやろうとしても、なかなか先が読めないという状況にありまして、非常に悩ましい点があるものですから、この3年の中で新しい産業なりを創出するのはなかなか容易なことではないと思うんです。例えば、商店に後継者がいない、そういうところの後継者対策——後継者では必ずしもないけれども、仕事のない人をそこに雇用して、それが後継者に結びつけばいいんですけども、そういったものも対象になると考えていいんでしょうか。

○古賀商工政策課長 今、我々のほうで相談等を受けておりますのは、一番多いのは物販です。例えば、直販所をつくっていきたくと。直販所も、一番大きいので申し上げますと、各商工会じゃなくて、県北地域に13ぐらい商工会があるわけですけども、そこがまとまって1カ所に直販所をつくろうかというようなことを今検討なさっていただいているとか、もしくは同じく県北地域なんですけれども、建設業協会の方々が中心になって観光事業をやろうかとか、そういったことで検討いただいているようです。今御提案ございました商店街を引き継いでいくというのも当然対象になっていくと思っております。

○黒木委員 事業といたしましては、主として人件費が対象になる、これは5分の3以上であるということですか。

○古賀商工政策課長 基金事業は、国の要件で

は2分の1以上ということになっているんですけども、できるだけ多くの方々を雇っていただきたいという意味から、国の基準よりも多い5分の3以上ということにしております。

○黒木委員 企業を立地するというのも非常に難しいような条件のところですので、こういう事業を通して何か新たな雇用先が生まれるような対策といいますか、ただ、例えば農協にちょっと雇うとか、そういったものじゃなくて、本当に将来に継続できるような新たな産業ができるようないろんな御指導をいただければありがたいと思います。

○坂口委員 なかなか整理の仕方が難しいかなと思うんですけども、今回の緊急雇用に係る、部内全部で雇用の創出が図られる中で、全く新たな分野、100%新たな雇用の創出というのはなかなか難しいと思うんです。その中で雇用の前倒しにつながるような——来年からは必要な雇用だけでも、今回の基金事業とか、いろんな支援事業を活用して即戦力のための雇用というようなものはある意味では雇用の前倒しになってしまうと思うんですね。また来年度の雇用の場の減につながっていく部分が出てくるんじゃないかなという気がするんです。整理が難しいんです。それと、今、新政権が言っている18.3%の公共事業費の抑制、ここでのまた新たな失業の発生です。一つには、1.1ポイントぐらい失業率が上がるんじゃないかという、かなり深刻な分析もあるんですけども、これに向けての来年あたりの雇用の場の創出というものをセットで考えておかないと、先送りになるだけだと思うんです。基金事業は3カ年なんですけれども、その基金の落としどころというのがアイデア事業みたいな形になるから、3カ年連続してアイデアが出るかなというようなこと

で、今後のそういった中期的な意味での雇用というものについてどんなぐあいに分析というか、考えておられるか、なかなか整理の仕方が難しいと思うんです。

○渡邊商工観光労働部長 今回の中山間地関係の事業といいますのは、先ほど指摘もありましたように、公共事業が非常に減っていて、我々としても危機感を感じていまして、やはりここに何か対策を打たなきゃいけないと。県では県民政策部に中山間・地域対策室があるわけでございますけれども、我々も商工会とか、そういう団体をいっぱい抱えていまして、建設業協会もそうでございますけれども、そういう方々といろいろ協議しながら、新たな事業展開を考えていく必要があるということで、今回、商工観光労働部として上げさせていただきました。8億の事業なんでございますが、我々としていろいろ議論したのは、行政がやっている仕事と純民間がやっている仕事、そのすき間に何かヒントはないのか、これを部内でも大分議論しました。そのすき間を新しい産業に結びつけていこうと。その議論をやりながら、商工会にぶつける、あるいは商工会議所にぶつける、あるいは建設業協会にぶつける、そういうことをやっています。

私としては、坂口委員がおっしゃいましたように、それを1年で終わるんじゃなくて、次の継続的な産業に結びついていくような仕組みをやる必要がある、これを十分考えています。やっぱり中山間地域にいろんな課題があります。その課題をいろいろ分析していけば、そこに新たな事業展開というのが見えてくるわけでございます、そういうことを今、我々は一生懸命やっています。この基金については、今度、追加補正でまた20億来ました。県のいろん

な事業取り組みを評価していただいて、国からお金が来たということで、このお金をできるだけ早く宮崎県下に落とすということ、これが緊急対策の意義だろうと思いますので、先が我々もはっきりは見えないわけですがけれども、いろんなことをしていきたい、検討していきたい、取り組んでいきたい、そういうふうに考えております。

○坂口委員 本当に難しいと思うんです。ただ、一つは、公的雇用での5カ月を2度繰り返せるといふぐあいに今度運用が拡大されたですね。ああいうものを積極的にやっていって、基金が3カ年あれば、継続して3年ぐらいはやっぱり安定的にそこでやれるよとか、そういうものを国に強く求めながら、その間にシフト産業をどうしても創出して——拠点拠点にこの商工会はこういうアイデアを出したよというの、そういった小さい数字の集積というのはもちろん大切なんですけれども、この仕組みというか、産業構造をどうしてもシフトしていかないと、一番心配している特に宮崎あたりは、公共事業費18.3%減、失業率が1.1ポイント上がるぐらいでとどまるかなと、もっと深刻じゃないかなと。全体経済に占めるこの貢献度というのも全国平均よりかなり高いだろうし、ダメージが太いんじゃないかなと心配しているんです。それと、建設業の競争激化で、企業数が多いから仕方がないんだという部分が最初の一般競争入札での倒産に対しての知事の考え方だったと思うんです。企業数が多いと。でも、現実的には企業数は減らずに、体制を縮小してきているから、一番の働き盛りが切られていって、ここらが職にあぶれていく。会社の数は変わらないけれども、社員数が減っていって、それでしのいでいるというのが現実だから、職を一番必要と

する若年、中年、ここあたりが相当これからの1年ぐらいでは出てくるんじゃないかなと思うんです。これは答えようも分析のしようもないから、要望でとどめます。

そこで関連して、そういった新規の部分と、今度は、そんな中でも生涯その仕事で進んでいくというのが理想ですが、認定職業訓練校が今、県内にどれぐらいあって、現実的にどんな訓練をやっているのか。経営者たちもかなり厳しいと思うんです。自分ところの社員の技術力アップとか、そういうもののアップの必要性は感じながらも、ではそこで訓練する余力があるかということ、かなり厳しいんじゃないかと思うものですから、先ほど減額があつてちょっと気になったんですけれども、実際どれぐらいあつて、どういう訓練をやつていて、実態がどうなのかというのは……。

○押川労働政策課長 現在、全体の認定校が19団体ございまして、そのうち1校は休校しておりますが、その中で、普通課程と短期課程と2通りございまして、1年以上を普通課程といっていますが、これが県下で16コースございまして、また、短期課程のほうで163コースございまして、合わせて179コース、こういうふうな感じになっております。委員御指摘のように、さっき上げました1,500万円の減額の理由としましては、まさしくおっしゃられますように景気低迷ですとか公共事業の縮減、こういうものによりまして、事業主に従業員を訓練させるだけの余裕、そういうものがなくなっているという現実があるかと思ひます。そういうことの中で、職能開発法そのものにおきましては、事業主は必要に応じて職業訓練を行いなさいというようなことが定められております。現在、人数も、計画と比べますと500人程度ことしも少のうござ

いましたけれども、認定校をつくっています企業主等が自分のところの従業員のスキルアップを図れる環境づくりをこういう補助金等を通じて後押ししているというようなことございまして、今後もそこあたりを十分考えながらやっていきたいと考えています。

○坂口委員 その誘導策がないかなと思うんですけど、なかなか難しいかなと思うんです。それがどれぐらいかぶるかなんですけれども、先ほどいみじくも、県民政策部と全体を見ながらという部長答弁があつたんですけれども、例えば公調達の中で認定職業訓練校で訓練対象になっているような業種があるとなれば、県土整備部だけの総合評価落札方式じゃなくて、県民政策部として、税をこれだけ投資していく、そこで県が緊急だと言っている雇用とか経済というものにどれだけそこが貢献してくれるかというものを評価して行って、公調達の中でそこに有利なポイントを上げながら、小さな左官仕事でも文房具の納品でも、そういうもので政策を完全にみんなで協力して成功させるんだというようなものが一つ出てこない……。認定訓練校に自分ところのを何カ月か出そう、そこで実際、会社の経営上のマイナスというのは何十万出る、それが次の契約のときにポイントをもらえて有利に機能するならば頑張ってみようかというような、何かの誘導策は総合的にやるべきじゃないかなと。そこに少々税を突っ込んでも、本会議でも言ったんですけれども、県民の納税者感情というものはそのに合ってくると思うんです。税を有効に生かして何とか立て直してくれ、子供の職場をつくってくれというようなもの、そこを一回、県民政策部を中心に全庁的に何か知恵を出してほしいなという気がするんですけれども、もしコメントがあれば、部長

……。なければ要望にとどめておきます。

○渡邊商工観光労働部長 いろんな団体から今、御意見や要望が来ているんですけれども、地産地消、やっぱり地元の製品をよく使ってほしい、地元の資源を使ってほしい、それを政策の中で正しく評価すべきである、そういう意見があります。私も全く同感でございまして、そのあたりについてはいろんな関係部とも議論していきたいと思います。

○井上委員 先ほど商工政策課長から、今回の中山間地の雇用の関係のことをお話しいただいたんですけれども、これはすごく私はおもしろいと思うんです。おもしろいという言い方はちょっと語弊があるかもしれないんですけれども、今までやってきた中山間地対策で、ぶちぶち切りながら地域を固定して、そこだけに金を少しだけやっていたというような、そういう政策と違って、がつんと広域なら広域で中山間地が何かができる。だから、政策的な精度が問われるところだと思うんです。これが成功すると随分違ってくると思うんです。きょうお話を聞いていたら、県北地域の直売所をちまちまと一つずつ作るんじゃなくて、がつんと大きく皆さんが出てきていただいてやっていくとか、いろんなアイデアが生きるというのか、長期にやっていけるような状況というのをつくらないといけないと思うんです。そこの地元にいる人たちは、そこにいるだけではなくて、出ていく、みんなが出かけていく、人との交流がないと経済活動というのは大きく広がっていかないと思うんです。いろんなことがやり方によっては可能だと思うんです。言われたような内容と、それから教育関係のところの問題点との整合性をどうやって高めていくかということとか、それと私どもは林活議連で京都の南丹市に

行かせていただいたんですが、あれはやはり産業として林業が成り立つということを証明しているようなものだと思うんです。総合的に政策力が今回問われると思うんです。参加していただいている経済団体の方と自治体と一緒にって議論すると、今までは不可能だった地域、小さい地域だけでやれたことが広域だとなつんと大きくできることだと思うんです。そのあたりのことについて取り組みのやり方というものは今どういうふうに進んでいるんですか。

○古賀商工政策課長 先ほど部長が答えた中で、すき間というのを言いましたけれども、まず部内でどういったものが考えられるのかという議論をいたしました。それをもとに、今度は、こういった事業というのは、こういうのをやりますからといって待っていても応募があるわけではございませんので、やはり我々のほうで積極的に、例えば建設業協会なり、商工会、そういったところに出かけていきまして、どういったアイデアが出てくるのかと。そうしますと、例えば、全く私たち想定していなかったんですけれども、毎日上っていくトラック便があるんですね。具体的に申し上げますと、新聞です。帰りは空で帰ってくるんです。これは毎日行くんです。毎日、例えば諸塚から朝どれのものを持って帰れるわけです。これをうまく利用できませんかという話が出てきたりとか、いろんなアイディア、我々が想定していなかったものまで出てきております。ですから、そういったアイディアに我々も一緒に磨きをかけながら、今、委員の皆様方から指摘がありますけれども、この基金事業が切れてもできるだけ続いていくような事業に少しでもなるように、我々としては努力いたしたいと思っています。

○井上委員 これは物すごく期待に値すると思

うんです。目線をちょっと高く持ってもらって、点、点、点で考えるんじゃなくて、面としてどうかということ、そして逆に言えば中山間地であるということの売りはどのようなものがあるのかということや少し議論を積み重ねていただきたい。後沢さんが中山間・地域対策室長でいらっしゃったときに、細かく予算を切るよりもがつんと大きくして何か効果的なものを行ったほうがというのは、私も何度か言わせていただいたことがあるんですが、どうやったらその地域での産業になれるか、地場産業の育成がきちんと整合性のある形でできるのかを議論できるいいきっかけだと思います。これはぜひ期待したいと思いますので、よろしくをお願いします。

それと、新規学校卒業者等雇用創出・人材育成事業です。私は、これは物すごく知恵のある事業だというふうに思っています。民間企業とNPO法人、その他の法人または法人以外の団体、ここがそのあたりも含めてこの事業の中味についてきちんと受けとめて、ある意味では政策的効果というのを上げていただけるかということが重要だと思うんですけれども、そのあたりはどのようになっているんでしょうか。

○篠田地域雇用対策室長 この件につきましては、先月19日に説明会をやったんですけれども、そのとき、49の事業者が来られました。具体的には、応募はこれからなんですけれども、どのような形で人材育成していくかという研修計画等を出させることにしておりますので、その中で、未就職の卒業者が次の雇用に結びつくものをどのように考えていくか、十分協議していきたいと考えております。

○井上委員 これはNPO法人も含めてですけれども、自分たちにとっては、すごくいい、得

なものだと思うんです。一方では、私どもからすれば人材の育成ということで、そこでいい人材を育てていけるとしたら、両方いい状況になっていけると思うんです。単に、ただその期間雇って金だけ出せばいいというのではないので、スキルアップしていくわけだから、いろいろなことを考えていくと、まだほかのところではどうなのかということも含めて、いろいろと知恵を出していただけたらというふうに思って、これも期待しておりますので、ぜひ整合性のあるものに仕上げていただきたいと思います。

最後にですが、都井岬観光ホテルは私としても残念です。ああいうことも含めて、突然聞くと、私たちがショックなんです。教えていただきたいんですが、私どもが持っている国民宿舎です。今回も改修費とかいろいろ出ていますが、えびの高原とか国民宿舎は幾つかあるわけですけれども、その経営状況というのはいかかなものなのか、金をかけたほどの効果というのがあるような形になっているのかどうか、そのあたりを聞かせていただきたいと思います。

○後沢観光推進課長 国民宿舎につきましては、県で2つ持っております、高千穂荘とえびの高原荘ということになっております。経営状況ということでございますけれども、高千穂荘については、ここしばらく入り込み客全体が順調ということもありまして、黒字を出す経営ができているところではございますが、えびの高原荘については、なかなか苦戦をしているという状況でございます。去年の9月補正でも施設改修の経費などを措置していただいたところですが、特にえびの高原荘などは施設の老朽化が激しかったりするものですから、えびの高原そのものをPRするなどしてお客さんを呼んでくる、またそれに加えて、えびの高原の

魅力を高めるための取り組みというのが必要になってくると思いますが、その中で、えびの高原荘は唯一の宿泊施設ということになっておりますので、そういう宿泊施設にしっかりとこ入れしていくことは必要かというふうに思っております。

○井上委員 えびの市全体を考えたときに、京町もそうなんですけれども、えびの市は本来は物すごくいいところなんです。中野一則議員が、川はどうしても鹿児島の方に流れているからと、宮崎から気持ちが離れつつあるみたいなことを言われるときがよくありますね。えびの市というところは、観光地としても、いろんなことが可能なんです。あそこは米もおいしくて、野菜もおいしいわけです。いろんなものおいしい。それにもかかわらず観光客が減っていく。宮崎県の観光全体を考えたときに、えびのをどう位置づけてというふうに考えたときに、私は何度か特別委員会でも国民宿舎に行って調査させていただいたことやあって、食事も工夫していろんなことをしておられたというのも印象に残っているわけなんですけれども、お湯もいいわけです。全部がいい。ロケーションもいい。でも、減る。泊まってはいただけない。やっぱり何かをしないといけない。えびの地域、あそこあたりは何かをしないといけないのではないかと思うんです。小林とか、ああいうところも含めて観光地としての組み立て方をもう一度考える必要があるのではないかというふうに常々思うんです。えびのの国民宿舎は、トレッキングに来られた方たちからは、あそこはいいと言っていたけるんですけれども、でも減っていく。ここに何かやっぱり面的に考えていかなければならない。小林だとかいろんなところとの関連を考えながらつくり上げていく必

要というのが私はあるんじゃないかと思うんです。補正でかけた分、補修するのに金をかけた分が効果として返ってくるような形、お金が入ってくるような形をとるためにはどうしたらいいのか。ただ国民宿舎をきれいにリニューアルすればいいということにはならないと私は思うんです。もっと鹿児島側との関係とか、南九州全体の中でどう位置づけるかとか、もう少し知恵を出す必要があるんじゃないかなという気がするんですが、そこはいかがなんでしょうか。

○後沢観光推進課長 おっしゃるとおり、私もえびのは非常に魅力的なところだと思います。人吉方面から車なりで入ってきたときに霧島連山が見える姿なんかは、何でみんなこの美しさに気づかないのかなと思ったりもするぐらいなんです。あのエリアの観光客の入り込みが苦戦しているというのも事実でございます。えびの高原荘の施設のリニューアルを予算措置していただいて、やっておりますけれども、もちろん、それをやれば魅力が高まってお客が来るというふうに単純に考えることはできないと思うんです。あのエリア一帯の魅力をどういうふうに高めていくのかということこれから考えていけないといけないわけなんですけれども、今年度から観光地総点検と称して、県内の主要観光地に我々も入って、どういうことが課題で、何をクリアしていけばいいのかということ、地元皆さん、観光審議会の委員の皆さんのお知恵もかりながら、取り組んでおります。年度末に押し迫ってきましたが、えびのにつきましても、今年度末に着手しようということで検討しておりますので、その過程でまた新たな展開を検討していきたいと思っておりますし、あと御指摘にあったような、九州新幹線が来るとか、そういう動きもにらみますと、県境を越えた鹿児島と

の連携、人吉方面との連携というのも、どうい
うことができるのかというのを模索しなければ
いけませんし、実際には、九州新幹線と絡めて
観光ルートの開発ということに着手し始めてい
ますので、商品化というのはもうちょっと先の
話になると思いますが、そういう具体的な動き
も含めてこれからやっていこうと思っております
ので、それを見守っていただきたいなという
ふうに思っております。

○井上委員 環霧島観光圏の構想というのは
やっぱり捨てがたいと思うんです。その辺も頭
に入れて、そして我がとこだけというのではな
くて、全体が人の出入りが多くなるということ
を考えていかないといけないと思うんです。一
つ一つの素材としてはとてもいいものがあるあ
たりはあるので、先ほど言われたようなことを
考えれば期待していますので、そこに手を突っ
込んでかき回すぐらいしないと、なかなかあそ
こはよくはなっていない。夜でもちょっと
走ってみてください。えびのは寂しくて、走り
ながら悲しくなるような感じがします。本来は
宮崎県なので、もう少し元気が出るような、そ
ういうことをしないといけないのではないかと
私は、あそこはいろんなものがあって、グリー
ンツーリズムには最高のところだと思っている
んです。ただ、そんなふうにも仕上がっていな
い、何も仕上がっていないという状況ですの
で、環霧島観光圏と一緒に力を入れてみて
いただきたい。えびの高原の国民宿舎に本当
に人がたくさん来ていただけるように仕上げ
ていただきたいと思っております。

○宮原委員長 要望ということですので、よろ
しくお願いします。

○星原委員 先ほど来出ている中山間地域新産
業・雇用創出あるいは新規学校卒業者雇用創出

という事業なんですけど、教えていただきたいの
は、1から4まで、目的から事業効果まであり
ますね。これは国の補助ということで、国のほ
うからこういう形で示されたんですか。それと
も、県のほうでこういう形に決めて、ここに提
示されたものなんです。まず、そこを先に教
えてください。

○古賀商工政策課長 基金の制度の基幹的な部
分については、国の要件がございますので、そ
れに沿った部分がございますけれども、例えば
私どもの中山間地域に焦点を当てたこういった
事業展開というのは、県独自の取り組みでござ
います。

○星原委員 事業目的と事業効果、1と4、こ
れはそういうふうになればありがたい事業だと
思うんですが、事業概要の事業の要件の中に細
かくいろいろ書かれているんです。そういうも
のをクリアしていきながら、本当にこの事業が
うまく機能していくのかなというのを感じるわ
けです。1と4が達成されれば宮崎県版として
——何分の何とかいろいろ書かれているもの
ですから、そういうことでこの事業目的が達成
するのかなという感じがするんです。要件の範
囲をまたいろんなところとやっていく中で、い
ろんな要望なり、いろんな考え方が出てくる
と思うんですが、この要件をクリアしないと
いけないということなのか。逆に言えば、1と4
をクリアすれば、それぞれの考え方があって、
要するに雇用が創出されればいいんだと、そ
ういう考えでとらえていいのか、その辺はど
ういう判断をされているんですか。

○篠田地域雇用対策室長 これはそれぞれ緊急
雇用創出事業臨時特例基金事業ということで、
国の事業を活用してやるんですけれども、た
だ、やっぱり要件が厳しくなっております、

そこを最低限クリアするというのと、もう一つ、新規学校卒業者の雇用創出で言えば、未就職卒業者の雇用の場の確保ということでございますので、2の(3)のエのところがありますが、新規雇用する失業者数のうち、未就職卒業者の割合が原則4分の3以上というのは、これは国の要件になくて、未就職者対策ということで県独自に持ってきたところがございます。ただ、事業を実施するに当たって、未就職卒業者が雇用できないということであれば、そのあたりの緩和というのはあるのかなとは考えております。

○宮原委員長 12時になりますので、午後は星原委員の質疑から入りたいと思います。

ここで暫時休憩させていただきます。1時再開ということですのでよろしくお願ひします。

午前11時56分休憩

午後1時0分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

○星原委員 先ほど言いましたが、事業目的と事業効果が出るためにどうするかという形ではないと、いろんな要件が主体になって逆に制約を受けて——今回の場合は緊急雇用だから、雇用環境が悪い中でその辺の解決とか、あるいは新規の場合でも、そういう人たちが何らかの職を持つためにどうするかだと思ふんです。雇用の面から考えてどうするかでないと、こういう制度とか事業要件があつて、それに当てはめていく形というのは、本当にこの事業がうまくいくのかなというふうには思ふんですが、部内での協議というのはどういうふうになされてここに提案されているんですか。

○古賀商工政策課長 要件の関係が午前中ちょっと中途半端な説明になっていましたの

で、国のほうで定めているものと、今回の事業ではどういうふうに定めたかというものを、もう一度説明させていただきたいと思ひます。3ページが中山間地域、4ページが新規学卒者という格好で見比べながらお願いいたします。

2の(3)の事業の要件のところですけども、まず共通する部分から申し上げますと、イの新たに事業展開または拡大を行う事業であること、これは4ページの2の(3)のイと全く一緒です。次に、ウの受託事業に係る事業費のうち新規雇用する失業者に係る人件費の割合が、中山間地域のほうでは5分の3としておりますけれども、新規学卒者のほうは2分の1としております。国のほうの要件は2分の1ですけども、中山間地域においては、より雇用の数をふやしたいということで5分の3で、県のほうでハードルを若干上げているというところなんです。エにつきましては、県のほうで新たに作った分でございますして、新規雇用が原則として5人というふうに書いております。4ページをごらんいただきますと、未就職者対策でございますので、新規学卒者の未就職者が4分の3以上いなければならないというふうにしています。次のオですけども、原則として新規雇用する失業者を平成23年3月31日まで、丸々1年間ですけども、これは4ページと全く一緒です。最後になりますけれども、カの建設・土木事業でないこと、これも共通いたしております。

委員御指摘のとおり、結局この事業は何のためにあるかといへば、失業している方々を安定した就労の場につなげていくようなことをこの事業でやっていこうというふうには考えているわけです。県の委託事業としてやるわけですが、委託先、要するに公募して提案をいただくわけ

ですけれども、我々といたしましては、提案をそのまま真に受けるのではなくて、我々も当事者意識を持ちながら、一緒にいい事業を組み立てていきたいと考えておりますし、また国の要件につきましても、昨年来いろいろ要望いたしたわけでございますけれども、今後とも、使いづらい面があれば、引き続き国のほうには要望してまいりたいというふうに考えております。

○星原委員 いろんな事業、補助金つきの補助事業なんか見ていると、その事業の目的に100%うまくいくような形じゃなくて、国からおりてきている制度なんていうのは半分ぐらい機能すればいいぐらいで、2分の1補助だったら、目的とかそういうのは国が2分の1、あと2分の1はそれぞれの都道府県や市町村が自分たちがやりたいようにそれをうまく調整して、そして効果が上がるようにするとか、何か考えていかないと、今回の場合も、これからやっていく中でその成果が出るのかというのは何とも言えないんですが、余りにも手続を踏んだりいろんなことにとらわれて、もうそこまでだったらやりたくないとか、新規事業だと言われると、今でさえなかなか事業を起こすのが難しい中で、地域型とか広域型とかなっているけれども、知恵を出し合っというけれども、やっぱり事業をしていくには金がかかっていくわけですから、そういう部分がプラスになってくるのかどうか。逆に言えば、働きたいという人がどれぐらいその地域にいて、この人たちをどういうふうな形でやっていくかという両方で、両方というか、応募の対象団体あたりといろいろ協議して、その中からどういったものが生まれてくるか、そういうものもやって詰めていかないと、言葉上はこうなっているけれども、緊急だからこの1年ぐらいの間にとまっているわけだ

から、その間に成果が出るためにはいろんなことを考えないと、長いスパンの中じゃないわけで、とりあえずは1年なら1年がどうなるかと、そういうことが本当にうまく流れるのかなと。1と4を私から見たら、目的を達成するんだったら、いろんな要件が上がってきたのを、よし、これなら大丈夫と思えば、この要件にはまっていなくても、3人でも5人でも、仮に人数が限られているとすれば、とりあえずそういうことでやろうとする人にはその事業に乗っけてやろうとかしてふやしていくというのもあるだろうと思うんです。最初から枠が決まっていると、相談を受けても、もうだめですねと言われると、そこで引いてしまう。これを提案されて、果たしてそれがいいのかどうかというのがちょっと疑問があったんです。皆さん方がこの1年の中で成果を上げるのに、8億と5億という結構大きい金額ですから、県内でそうやって金が動くということは景気浮揚にもなってくるだろうし、地域の経済活性化の面にも出てくるわけですから、その辺の効果が上がるためにはどうするかということをもうちょっと検討してほしいと思うんですけれども、何かありますか。

○渡邊商工観光労働部長 要は、雇用を生むということ、それが一番大事なわけですから、我々としては、基金の国の要件というのがあるわけですが、それをクリアすれば柔軟に対応していいと思っているんです。一応これはこういう形で要件を定めていますけれども、先ほど言いましたように、いろんな事業者といろんな協議をしながら事業をつくっていく、その過程で星原委員がおっしゃったような問題が出てくるんだろうと思うんです。この事業は県下に雇用を生むことが目的でございますので、これ

が使われなきゃいけないわけですから、そういう対応は十分検討していく、柔軟な対応といたしますか、そういう形でこの事業をやっていきたい、そういうふうに思っています。

○星原委員 ぜひ、そういうふうな形でお願いをいたしたいと思います。

次に、6ページなんですけど、今回、トヨタの関連の企業のところに県内から37の企業とか大学とか行かれて商談会がなされたということなんですけど、そして来場者の意見のところにいるいろいろ出ていますね。こういうのを見ると、こういう厳しい時期ですから、宮崎の持っている技術をいろんなところでどうPRしていくかで、いい効果があったのかなと思うんです。要するに、地場企業が従業員をふやすとか、あるいは取引額がふえていくことで経営がうまくいくとか、いろんなことがあると思うんです。今回はトヨタですけども、今後も、宮崎の持っている技術なりいろんないい面を、出かけて行って、企業誘致で企業を回って、来てくださいというのものもあるんですけども、宮崎にはこれだけのものがありますよという形で、東京でも大阪でもいろんなところへ行って、逆に宮崎でできる仕事、関連のところを誘致してくる、そういう効果もあるんじゃないかなと、この商談会を考えたところなんですけど、実際、工業支援課として、一緒に行かれてどういった感じで受けとめて帰ってみているんですか。

○宮原委員長 ちょっと待ってください。その他の報告事項に入っていますので、この部分についての答弁はその他のところでいただきます。よろしいでしょうか。

○徳重委員 企業立地のことについてお尋ねしてみたいと思います。31億6,775万6,000円という減額補正ですが、これは一つも団地ができな

かったというか、申し込みがなかったということで理解していいんですか。

○山口企業立地推進局次長 これにつきましては、貸付金30億円というのがございます。市町村が団地整備するのに用地取得あるいは造成費ということで貸し付けをしますということなんですけど、その要望がございませんでしたので、それについては落とさせていただくということ、あと別途いろいろ調査事業についても補助をさせていただきますが、それについては、日向市と都城市が立地環境調査あるいは調査測量、そういったものの事業をやりますということで、その2市に対して調査事業の補助金を出しております。それ以外のものを減額させていただくということでございます。

○徳重委員 ここ何年間かは余りそういった団地が造成されていないと思うんですけども、県内の各市町村が抱えているこういう団地というのがかなりあるんじゃないかと思っておりますが、そういった団地はどれぐらい残っているんですか。

○山口企業立地推進局次長 今、私どもが把握している工業団地というのが86カ所ございます。そのうちに市町村と連携しまして売っているのが19団地、面積で124ヘクタールございます。この中で、造成もすべて済んでおりまして、企業の要望があればすぐに引き渡しができる、そういった団地が13カ所、73ヘクタールございます。現在の団地の状況は以上でございます。

○徳重委員 いろいろ誘致企業、一生懸命頑張っているんですけども、私は思うんですけど、座布団を敷いておかなければお客さんは来んぞという論法が今までかなりあったと思うんです。今はそうじゃないんじゃないかと。

いろんな条件があつて、企業そのものが必要な場所というか、こういったところに来たいんだと、都城なら都城、宮崎なら宮崎、田野なら田野というような形で、それぞれ来たいところがあると思うんです。例えば、医療産業集積というんですか、県北のほう、大分と宮崎のゾーン、本当に田舎ですね。田舎と言ったら失礼ですが、中山間地域にああいう先進的な技術の工場を持ってきたい、静かで、そして水がきれいで環境がよくてと、そういったこともあるわけですね。皆さんが団地をつくりなさいと言われても、なかなかそれには乗ってこないということが多いんじゃないかなと思うんです。部長、このことをどう思われますか。

○渡邊商工観光労働部長 今回のこの事業については、昨年の苦い経験があるわけです。今おっしゃる表現で言えば、座布団があれば来たわけです。それを逃がしたというのがあります。我々としましては、広域な工業団地というのはどこでもいいというわけじゃないんです。やっぱり物流とか労働力とか、いろんな側面から見て、適地といいますか、そういうのがあれば昨年のような苦い経験はなかったと。そういう視点からこういう事業を今年度から組み立てたわけです。先ほど担当次長のほうで説明が漏れていますけれども、今回、調査をやります。調査費はやったわけです。その中でやりたいところがあれば、当然貸し付けの事業が出てくるわけでございまして、これは単純に補正減ということじゃなくて、次への事業含みといいますか、支援といいますか、これは貸し付けという形での支援でございますけれども、そういうことを考えていると。それと、今できたところについては、先ほど課長も説明しましたけれども、これはこれで、今これをどうするかと

いう話でございますけれども、市町村と一緒にやってやるしかない。今後つくるとすれば、徳重委員がおっしゃったような視点を十分踏まえながら、かつ今の企業というのはスピード感を求められますので、やろうとしても時間がかかったら行かないというところがありますので、今回の昭和シェルなんかは国富のあそこに来ましたのは、既に工場があった、さっと入れてすぐ生産体制に移れる、そういう利点だろうと思うんです。おっしゃるように、いろんな意見があるかもしれませんが、我々としては、今回の広域団地の整備につきましては、そういう考えからやっているということでございます。いたずらに箇所をふやそうとか、そういう話ではありません。

○徳重委員 最後にしたいと思いますが、私はいつも考えているんですけれども、雇用の創出、あるいは時間を縮めてすぐ事業が行えるということになると、今の地場企業の増築増設あるいは拡大というような形を誘致企業並みに扱っていくということが一つの方法じゃないかと。これなら即戦力、そして即雇用ということが可能だと思えます。そしてまた、地元の人を即雇用できる。ここ辺をもう少し重点的に応援していく、地場企業の育成ということは今までに倍して支援していくならば、雇用の拡大というのは早くできるというか、即結果が出てくると思うんですが、そういった考え方はないんですか。

○渡邊商工観光労働部長 きのうまでの本会議でもいろいろ御質問がありまして、雇用の安定的な確保ということになりますと、地場企業が事業を拡大していただく、あるいは生産拡大していただく、やっぱりこれが一番だろうと思うんです。そういう視点で、今回、食品産業関係

の新規事業がありました。地場企業で最も元気のいいのは食品産業でございます。これは非常に大きなシェアを占めております。そういうところに力点を置いた支援をやりとうということです。それから、企業誘致補助金につきましても、地場の企業の事業拡大に対しても支援対象にしているわけございまして、おっしゃるように企業誘致はもちろん頑張りますけれども、地場企業を確かなものにしていくと。経営が不安定になったり、あるいは閉鎖されるとか、そういう側面ではこれは全く何にもならないわけで、一方で企業誘致しても、そういうところがあればマイナスになるわけでございますので、そういう面での地場産業育成といいますか、地場企業への支援といいますか、来年度事業につきましても、とりあえず食品産業からそういう事業を始めていきますので、そういう視点で我々も事業を考えているところでございます。

○太田委員 また資料に戻らせてもらいますが、3ページ、4ページの債務負担行為による中山間地域、それから新規学卒者の雇用の事業であります。特に新規学卒者の雇用創出・人材育成事業、これは緊急に取り組まれたので、事業所への説明会も既にやっておられるわけですが、4月1日からこういったものが雇用されていけば一番いいんですが、特に学卒者の場合、県の採択が必要ですから、例えば5月1日という事業があったりとか、6月1日からという事業もあり得ることになるんですか。すべてを4月1日に焦点を合わせてやりとうとされ、またそれができるのかどうか、いかがなんでしょうか。

○篠田地域雇用対策室長 今、委員がおっしゃったように、3月に卒業されますので、新年度になってなるべく早い時期にそういった方

々の雇用の場ができるように、準備を進めていきたいと考えております。

○太田委員 そういう意気込みで取り組んであげないといけないなと思っているんですが、事業によっては、特に新規学卒者のほうについては、やむを得ず5月1日ということもあり得るというふうに見ておいていいんですか。県の採択のぐあいによっては、4月1日が望ましいんですけども、ずれ込むものもあると考えておいていいんですか。

○篠田地域雇用対策室長 なるべく4月中には事業に取り組めるような形でいろいろ準備を進めていきたいと考えております。

○太田委員 わかりました。4月1日からということで頑張っていたきたいと思えます。

もう一つは、歳出予算説明資料の225ページ、商業支援課であります。県産品販路拡大推進事業費、先ほど説明で、特に説明の2、5,000万円近く物産振興センターのほうから補助金の辞退があったということなんですが、辞退というのは、いろんな事業に取り組みたいと思っていたが、かなわなかったという意味でとらえていいんですか。辞退という意味はどういう意味なのかと思って、補助金がもらえるのに辞退したのか、もしくは、やりとうとした計画がどうしてもできなくて申請しなかったという意味なのか、辞退の意味がちょっとわかりませんでした。

○吉田商業支援課長 県ではこれまで、物産館等の運営について補助金を出してきたところなんですけれども、宮崎ブームが起こりまして、売り上げが非常にいいということで、物産センターの収益が改善してきたものですから、段階的に、18年、19年、20年と補助金は減らしてきたんですけれども、まだまだ引き続き売り上げ

がいいものですから、累積金がたまってきまして、今、2億9,000万円ほどあるものですから、もう補助金は要らないということでセンターで判断していただいて、辞退の申し出があったというところでございます。

○太田委員 以前そんな説明もあったかなと思いましたが、いい方向に解釈する辞退なんですね。わかりました。頑張ってください。

○坂口委員 229ページの中小企業金融対策費です。それぞれ減額になっているんですけども、こういう事業を通して、ちょっと心配しているのが、今の国の財源不足から臨時財政対策債をどんどんふやしてきていますね。ことし200億台か、300億台か、数字がちょっと記憶にないんですが、結局、地方債で地域の銀行での発行になっていくと思うんです。何百億というのが何年間か続いたら、融資の原資に対してかなり圧迫してくるんじゃないか。そういうところで今の借り入れ申し込みに対しての融資原資の供給状況は潤沢なのかどうなのか。臨財債を今後発行し続けるところで、経済基盤の脆弱な地方に起債の責任持たせて、銀行としても筆頭銀行がなかなか大変なような状況の中で大丈夫かなという気がするんですが、そこらの影響というのはまだ心配はないですか。

○安田経営金融課長 直接、起債等の影響についてはちょっと答えられないんですが、地元銀行を含めて、地元の資金需要についてはまだまだしっかりとこたえていきたいと。特に昨年の円滑化法等もありまして、こたえていきたいと。ただ、ここにありますように、前回から御説明していますように、例えばセーフティネットを含めて、制度融資とか、その辺の需要が高まっていることと、もう一つ言いますと、逆に実は設備関係の資金需要というのが少なくて、

今、地元の金融機関に来ていますのは、以前借りていた融資について期限を延ばすとか、そういった条件変更が中心でありまして、委員が言われたような問題というのは顕在化していないのかなというふうに思っております。

○坂口委員 今、資金のニーズというか、一番、底の事態だと思うんです。今回これだけの景気対策、雇用対策を徹底してやっていって、これが効果が出なけりゃまた大きい問題だけれども、効果が出ると、何年かおくれに資金需要というのが必ず出てくると思うんです。そのときにこれだけ県債を発行していると——随分前の記憶だけれども、具体的には宮銀とか相銀とか労金とか、宮崎での起債の受け入れ先というのはそこらぐらいだったですね。そこらが設備投資のための融資というのはほとんど持っていると思うんです。労金は生活関連で、こういうのに対応できる地元の銀行というのは2つか3つだと思うんです。そこに一番しわ寄せが来たころによやく設備投資の時期がやってくるということで、このまま臨財債は本当にいいのかなという気がするんです。ここらもしっかり見据えて、的確に国と分析していく必要があるんじゃないかなということで、毎年何百億という割り引きは、かなり窮屈になってくると思うんです。これは今の時点ではわからんことですがけれども、ぜひそのところを気をつけていただくようお願いしておきます。

もう一点いいですか。貸金業関係ですけれども、減額を見ていると、相談件数が減ってきているのかなと、立ち入りの必要性もなくなってきたのかなと思うんですけれども、一方では、これだけ生活がきつくなれば、むしろここは膨れ上がるのかなと思ったけれども、意外だったものですから、これだけいろんな法改正

とかグレーゾーン問題とかがあっていて、紳士的になってきているという理解でいいんですか。

○安田経営金融課長 貸金業、いわゆる多重債務等の相談については、今おっしゃったように、私どもの相談所の相談件数がかなり減ってきています。ただ、これは一つには、私どももこういう相談所を持っておりますけれども、例えば弁護士会でありますとか、司法書士会でありますとか、いろんな専門機関も積極的に相談に答えていただいているということもありまして、全体としては問題が改善しているというよりも、それぞれの機関でしっかりとした対応をしていかなくちやいけないのかなというふうに思っています。一方で、委員御指摘の法律の改正もありまして、貸金業の業者自体の数がかなり減ってきていますので、立ち入り等の事務費の減額というのはそういったこともございます。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

○星原委員 223ページですけれども、商業支援課の中小商業活性化事業費ということで、当初予算で2,500万円余が700万円余の減額補正になってきているわけです。地域で商売されている商店や商店街の活性化のための事業がこれだけ使われなかったということは、地域の商店街が力がなくなってきたりとか、あるいは、事業と合わなくてそういう減額になってきたのか。地域の商店街が元気を出すためにはどういう形でやっていくかということがあると思うんですが、こうやって減額が、約3分の1、4分の1ぐらいの数字になってくると、我々の地域で見れば、かなり商店街の力が落ちてきているイメージがあるので、そういうこととあわせて、こういう形の事業も使われなかったりとか

感じになってきているのかなというふうに感じたものですから、この辺はどういうふうにとらえたらいいんですか。

○吉田商業支援課長 国が直接、商店街に支援する事業が今までよりもふえてきた部分があるんです。その部分は、補助費が県だと2分の1ずつ、市町村、商店街や商店主の負担があるんですけれども、その負担が少ない部分の事業なんかもあるものですから、これがちょっと響いてこういうふうになってきているのかなということが一つ考えられると思います。

○星原委員 疲弊して今後ますます落ち込むということじゃなくて、いろんな事業を使ってやっているの、県のこの事業については使われなかったというふうにとらえていいですね。

○吉田商業支援課長 そうは一概に言えなくて、やはり件数自体としては減ってきていますし、申請をしてくる件数も減ってきているという状況は確かにあると思います。

○星原委員 わかりました。もう一点教えてください。232ページの小規模企業者等設備導入事業助成費、貸付事業ということで3億円余の減額ということになって、12億ぐらいの予算の中で3億もということは、こちら中小企業がいっぱい設備に力を入れる、あるいは将来性とかそういうの見込んでなかなかそこまで踏み切れない現状というふうにとらえていいのかな。20年度の予算は9億円余だから、21年度は3億ぐらい乗せた分が使われなかったというふうにとらえていいのかなと。

○安田経営金融課長 今見ていただいています資料の(1)の高度化資金貸付金、これも1億円余の減額なんですけど、例えばこれでいいんですけど、当初2件ほど投資したいという御相談がございました。こういった厳しい経済情勢だもの

ですから、1件につきましては、借り入れではなくて自己資金で何とかやりますというお話、もう1件については、当初の計画を大幅に縮小してということでもあります。全体としてお話しすると、非常に経済状況が厳しい中で、事業者の方が大きな借り入れをして積極的に前向きに取り組む、そういった時期じゃないという御判断をされているのかなというふうに私どもとしては考えているところです。

○星原委員 わかりました。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、ないようですので、次に、その他の報告事項についての質疑を受けますが、先ほど星原委員のほうからありました工業支援課長の答弁のところからいただけますか。

○森工業支援課長 委員会資料の6ページの宮崎県新技術・新工法展示商談会の件でございますけれども、私どもこういうふうな商談会につきましては初めてでございます。これまでは、単に部品の見積もりをどうだとか、そういったような商談会が多かったんです。私どもも非常に参考になったんですけれども、委員がおっしゃったように、この意見に書いてございますように、宮崎県内にも埋もれたいい技術があるというのを知ったということがございますし、大手の、世界のトヨタと言われる企業ですけれども、そういったところも地方のこういった技術に目を向けてくれるんだなど、非常に感心したということでございます。今回のこういうふうな経験を踏まえまして、今後につきましては、宮崎県の埋もれた新技術なり、そういうものをもっとPRできるような場を多く設けていきたいというふうに思っているところでござい

ます。

○星原委員 今、課長言われたように、埋もれた部分があるということですね。企業誘致もちろん大事ですが、地元の地場企業の育成という面からも、持っている技術を大いにPRしながら、逆に言えば、大手の企業を誘致することにもなるし、また売り込んでいく部分と、両方あると思うんです。皆さん方が、県内のどれだけの能力を持った企業とか、すべていろんな分野別に調査をしていただいて、企業誘致で行く場合にも、そういう調査されたものが、宮崎には下請にこういう企業もありますよとか、こういう分野の能力を持った会社もこれだけありますよとか、いろんな企業誘致の対応にも使えるだろうと思うんです。今ある県内の底力というか、宮崎のそういったものを掘り起こせば、かなり新たな形で取引が広がっていくんじゃないかなという面から、工業関係だけじゃなく、いろんな分野にあると思うんですが、そういったものを最低、資料として、材料として持つておくべきじゃないかなと、この報告を見てそういうふうに感じましたので、ぜひそういう面でも力を入れてもらうとありがたいなというふうに思います。

○渡邊商工観光労働部長 星原委員がおっしゃった、まさにそのとおりでございます、この間、食と農の商談会もやりました。これは工業技術でございますけれども、食料品とか食品加工品、こういうものも積極PRしないと——この間の食と農の商談会についてはシーガイアのコンベンションホールでやったんですが、物すごいバイヤーが来ました。我々も見まして、こんな商品があるのかということで、我々自身も勉強になりました。したがって、我々としてはそういう技術、星原委員がおっしゃい

ました工業技術あるいは食品、どういうものがあるのか、そのあたりをちゃんとデータを持っていて、そしてこういう商談会に積極的に挑戦していく、あるいはPRしていく、展示していく、こういう取り組みを強化しなきゃいけないと。我々としましては、工業、商業、一緒になってやろうかというふうに今思っていますので、この取り組みはぜひ進めていきたいというふうに思っています。

○星原委員 一企業ではなかなか売り込みとかいろいろできないと思うんです。バックに県とかそういうところがあって臨むと、相手方もまた信用とかいろんなものが出てきます。そういう面からも、今言われたような形で、今後、いろんなデータをいっぱい集めて、今こういう厳しい時期ですから、逆に地場でとれるものとか、地場の技術とか、そういったものを大いに売り込んで勝負していく、それしかないんじゃないかというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○宮原委員長 要望ということですので、よろしく申し上げます。

○野辺委員 都井岬観光ホテルの閉館ですが、実に残念なことであります。御案内のとおり、平成3年は47万人ぐらいの入り込み観光客がいたのが、3分の1ぐらいになっているということで、県のほうもいろいろと努力いただいて、国道448号についても恋ヶ浦のトンネルや名谷のトンネル等もつい先日開通したばかりでありまして、今からと思っていたやさきにこういうことになって、大変残念であるわけであります。このことについては、串間市でも第三セクで6年余り運営してきて、うまくいなくて、今回のケイズコーポレーションに引き継いでいただいたという経緯があって、その間にも県のほう

のいろんな、固定資産・不動産取得税減免等にも力を注いでいただいたわけですが、要は、社長さんのコメントにありましたように、引き継いでくれる人を探していくということですが、そうおいそれと見つかるはずはないと思っておるわけでありまして。長いこと閉館の状態を続けたらなおさら開館することは難しい。したがって、形を変えてでも当面の間、1年間ぐらい何かの形で運営をしながら、その間にそういう企業を探していくというのが一番いいのかなということを考えるわけでありまして。そういうことで市のほうからもいろいろと要望が来ていると思うのでありますが、今、まだ情報収集しなくてはならない問題もあると思いますが、市のほうからどういう要望が現時点で上がっているのでしょうか。

○後沢観光推進課長 今、市のほうからは、市も情報収集中なので、市がどういう方針で対応していくかということはまだ不透明だということですが、こういう制度を使ってどういう支援をしてくれとかという具体的な話が先方から寄せられているという状態ではまだないですけれども、県のほうにも応援してほしいというようなことを聞いております。我々のほうも、委員おっしゃったように、あそこに施設があるということがやっぱり大事だと思っておりますので、社長が後継の運営・経営者を探すといっても、すぐさま見つかるということではないと思いますので、その間だけでも、例えば緊急雇用の事業を活用して何かできないかとかいうことを串間市にも投げかけたりしながら、協議を始めているところです。

○野辺委員 そこで、例えば、たまたまきょう提案のあります、当初予算に出るわけですが、中山間地域新産業・雇用創出緊急対策事業、こ

れらを活用して当面の間、運営することはできるんじゃないかなという考えに立つんです。といいますのは、商工会議所や観光協会、あるいは旅館組合というのもありますので、そういう形の中でこの事業を活用して、いろんな形があると思いますけれども、当面運営することも不可能ではないなという気がするんですが、その辺について、市からのいろんな要望にこたえていきながらのことですけれども、活用することについては可能ですか。

○古賀商工政策課長 工夫は必要でしょうけれども、可能だと思います。ただ、串間市自体に基金が積んでありまして、基金そのものに結構余りがあるというふうに伺っています。これについては先ほど観光推進課長がお答えしましたけれども、そういったものも活用する方法もあるということでのサジェスションはしているということです。

○野辺委員 ちょっと待ってください。基金があるというのは、どういう基金ということなんでしょうか。

○篠田地域雇用対策室長 緊急雇用創出事業の市町村事業の中で、3年の中で各市町村ごとに割り当てをしましたので、その枠内で可能ではないか、検討していただければということでございます。

○野辺委員 わかりました。いずれにしても、長いこと閉館の状態を続けるということは後が非常に問題であるし、ここに出ていますが、民宿があるんですけれども、核となる宿泊施設がないわけですから、これは串間市独自でも限界があると思いますので、ぜひひとつ県の力をかしていただきたいと思うわけでありますし、どういう形で運営ができるか別として、今後について、新たな企業をいろいろ探すということに

についても県等の力をおかりしたいと思います。時代の趨勢からしてちょっとおかしいかもしれませんが、先ほど井上委員からも出ましたように、県内にも高千穂とえびのに県営の国民宿舎があるわけでありますから、これは土地が595万、建物が100万という形で譲渡されていますので、固定資産の評価も477万とか、ずっと落としてあるみたいですので、土地も広大な土地があるわけですから、一回できればそういうことも検討していただきたいと思うんです。可能かどうかは別として、引き取っていただいて、県の力で指定管理者等を探すというのも一つのまた考えではないかと。フラワーフェスタも、会場に都井岬は入っていないんです。いろんな形で県がもうちょっと目を向けていただいて、今後、前向きにこの問題を早く解決できるようにお願いしたいんですが、部長、どうでしょうか。

○渡邊商工観光労働部長 今回の閉館は、あの場所というのは、もしあそこが放置されまして閉館の状態だと、全く景観上よくない。絶対これだけは何らかの形で再開、あるいは違った形での運営とか、いろんなことを模索しなきゃいけないと我々としても思っています。先ほど観光地総点検の話をしましたけど、都井岬もやっているんです。そういうやさきにこういう問題が起きたものですから、我々も非常にショックを受けていまして、実は、みやざきアピール課の事業でも、御崎神社周辺の手すりを修理したり、いわゆる観光地の磨き上げということでそういう事業もことしやっているんです。そういうときのこの閉館だものですから、我々としても何か手を打っていかなきゃいけない。今から連休や、また行楽シーズンが来るんです。こういう状況のもとで、あれがそのままというのは

やっぱりよくないと思っています。中山間地域新産業・雇用創出事業とか、あるいは先ほど言いましたように串間市も同じ基金を持っているんです。県の基金と串間の基金と一緒に事業を構築するとか、いろんなことを考えていきたいと思います。これは絶対やらなきゃいけない。先ほど言いましたように、観光客そのものが、入り込みが3分の1になっているんです。あそこは、本県全体の観光から見ても全国にアピールできるものなんです。そういう視点からも、我々はオーシャンドームの利活用もやっていますけれども、当然、都井岬のホテルの利活用もやらなきゃいけない、そういう考え方で今後検討していきます。

○野辺委員 ぜひお願いいたします。

○太田委員 資料の10ページのアンテナショップの関係なんですけど、先ほど説明された、利益が出てみずから補助金を返還されたという団体のことではあると思うんですが、4月下旬にオープンということですが、この費用、ランニングコストとか初期投資あたり、どのくらいかかったのかなと思ひまして……。

○吉田商業支援課長 まだ契約をやろうという段階でして、詳しい数字は出ていないんですが、収入として1,100万ぐらいあるのかなと、支出として1,700万ぐらいあるのかなということで、最初は600万ぐらい赤字が出るのかなと、そういうことは、今のところ大まかですが、考えております。

○太田委員 わかりました。14ページのフラワーフェスタなんですけど、オープンガーデンの参加者がふえたというふうに書いてありますけれども、これは個人の庭をオープンガーデンとしてということで、全部で企業の敷地も含めると47ほどあるということですが、パンフ

レットにはそういった記述が、どこの場所とか、どこの個人の家というのが書いていないわけですが、興味のある方は多いと思うんです。その辺の周知の仕方というか、県民にこういうところですよというのはどういうふうな広報をするんですか。

○甲斐みやざきアピール課長 これは去年の分なんですけれども、最終的には、こういったすべての会場を紹介したパンフレットをつくりまして、この中にすべて、個人の方のオープンガーデンも全部、簡単な地図もつけまして紹介しております。

先ほど出ました都井岬につきましては、主要会場には入っていないんですけれども、県南の観光施設の中には参加していただいております。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、ないようですので、その他何かありませんか。

○野辺委員 総務部かもしれませんが、関係がありますので、お尋ねします。先般出ておりましたJR宮崎駅西口拠点整備事業、これは非常に期待を持っておるんですが、この中に県有地がかなりあったと思うんですが、これは貸し付けなのか、賃借でされているのか、わかりますか。

○渡邊商工観光労働部長 あそこは市有地と県有地がありまして、今度の計画は市有地の分に建てまして、県有地のところは立体駐車場等を計画しているようなんですが、基本的には賃借でございます。これは県民政策部のほうでやっているんですけれども、売却ということではなくて、賃借、貸すという形でやるというふう聞いております。

○野辺委員 その駐車場については、賃借で契約したというわけではないのでしょうか。

○渡邊商工観光労働部長 契約といたしますと…

○野辺委員 幾らでとか、面積とか、それはわかりませんか。

○渡邊商工観光労働部長 手元に細かい資料がありませんが、賃借料が幾らとか、これは基本的には県民政策部の総合政策課でやっていますので。

○野辺委員 以前だれかに聞かれたので、面積とか賃借料によっては議会の同意が必要だとかいうのがあるものですから、ちょっと聞いてほしいというのもあったものですから、できれば後ほどでもまた資料をいただくということ…

○渡邊商工観光労働部長 県民政策部につなぎまして、野辺委員のほうに御説明に行くように連絡したいと思います。

○宮原委員長 よろしくお願ひします。

ほか、ございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、ないようですので、以上をもって、商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様、御苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 51 分休憩

午後 1 時 58 分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正関連議案等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○山田県土整備部長 県土整備部でございま

す。商工建設常任委員会の皆様方には、日ごろより県土整備行政の推進につきまして、特別な御指導、御協力をいただいております。厚く御礼を申し上げます。

御説明に入らせていただきます前に、一言御報告を申し上げます。このたび、公共工事における経済・雇用緊急対策を打ち出させていただきました。依然として厳しい経営環境にあります建設産業のさらなる支援を行うために、当委員会や関係団体の御意見なども踏まえまして、建設工事の最低制限価格の見直しなどを行うものであります。詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。お手元にお配りしております商工建設常任委員会資料をごらんいただきたいと存じます。

表紙をめくっていただきますと、目次がございます。まず、管理課から、県土整備部の 2 月補正予算概要等につきまして御説明を申し上げます。次に、各課・局ごとの補正予算案につきましては、お手元に配付されております歳出予算説明資料によって順番に御説明を申し上げます。

次に、補正予算案以外の議案及び報告事項であります。管理課のほうから、宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。また、先ほど申し上げました公共事業における経済・雇用緊急対策について御報告を申し上げます。次に、道路建設課から、工事請負契約の締結につきまして、御説明を申し上げます。次に、道路保全課から、道路の管理瑕疵に係る損害賠償額の決定を専決処分で行ったことにつきまして、御報告申し上げ

ます。続きまして、都市計画課から、工事請負契約の締結につきまして、御説明申し上げます。次に、建築住宅課から、目次には載せておりませんが、補正予算関連ということで、県営住宅における家賃算定誤りについて御説明申し上げます。このことにつきましては、9月議会で中間報告をさせていただいたところでありまして、このたび、すべての団地の調査結果がまとまりましたので、その内容について御報告を申し上げます。県議会を初め県民の皆様大変御迷惑をおかけしましたことを心よりお詫言申し上げます。建築住宅課関係は、県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停の専決処分を行ったことにつきまして、御報告申し上げます。最後に、高速道対策局から、県有車両による交通事故に係る損害賠償額の決定を専決処分で行ったことにつきまして、御報告を申し上げます。

以上であります。詳細につきましては、それぞれ担当課長、局長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○成合管理課長 管理課でございます。

まず、議会提出資料について御説明いたします。各課が本日の委員会で説明に使用いたします資料は、1つ目が平成22年2月定例県議会提出議案（21年度補正分）でございます。2つ目が、平成21年度2月補正歳出予算説明資料、3つ目が平成22年2月定例県議会提出報告書の3つでございますが、提出議案及び報告書につきましては、県土整備部関係分だけを抜粋しまして、お手元の常任委員会資料にまとめておりますので、この委員会資料で説明させていただきます。なお、補正予算の主な内容等につきましては、歳出予算説明資料で御説明いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、委員会資料の1ページをお開きください。県土整備部の2月補正予算の概要について御説明いたします。今回の補正は、国庫補助事業や災害復旧事業等の事業費の確定等に伴うものでございます。この表は、今回の補正額及び補正後の額などを一覧表にして取りまとめております県土整備部の総括表でございます。一般会計と特別会計を合わせた今回の補正額は、51億7,313万4,000円の減額でございます。補正後の予算は959億9,231万2,000円、前年度同期比で112.9%となっております。

次に、2ページをごらんください。補助公共事業でございます。事業ごとの補正額は記載のとおりでございますが、国庫補助決定に伴い、合計で7,232万4,000円の増額となります。

次に、3ページをお開きください。地方道路交付金事業につきましては、今回、国の追加決定に伴いまして、22億2,000万円の増額をお願いしております。続きまして、県単公共事業につきましては、先般の国の第2次補正による地域活性化・きめ細かな臨時交付金の活用などによりまして、22億4,036万9,000円の増額をお願いしております。

次に、4ページをごらんください。直轄事業負担金でございますが、国が直轄で行います道路あるいは河川の事業費の所要見込みとして1億4,539万7,000円の減額でございます。

次に、5ページをお開きください。災害復旧事業でございますが、国の査定決定によりまして、80億2,074万5,000円の減額となっております。

次に、6ページをごらんください。一般会計の繰越明許費補正でございます。追加分として28事業34億7,350万1,000円と、変更分といたしまして、11月議会までに御承認いただいております。

ります30事業のうち24事業につきまして、120億1,340万1,000円の増額をお願いするものでございます。今回お願いしております一般会計の繰越明許費は、追加と変更分を合わせまして、154億8,690万2,000円となります。この結果、平成22年度へ繰り越します一般会計の繰越明許費は、11月議会までの承認額に今回の2月議会申請分を合わせまして、58事業383億3,674万4,000円となります。繰り越しの主な理由でございますが、用地交渉あるいは工法検討に日時を要したこと等によるものでございます。

次に、7ページをお開きください。7ページから10ページにかけて、先ほど御説明いたしました繰り越しに係る事業ごとの内訳を掲げております。

11ページをお開きいただきたいと思っております。公共用地取得事業特別会計の繰越明許費でございます。公共用地取得事業で7,344万6,000円をお願いしております。繰り越しの理由は、移転先選定等に日時を要したことによるものでございます。

次に、13ページをお開きください。港湾整備事業特別会計の繰越明許費でございます。14ページのとおり、油津港湾整備事業で2億円を繰り越しをお願いするものでございます。この繰り越しの理由は、工法の検討に日時を要したことによるものでございます。

続きまして、管理課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の青いインデックスの管理課のところ、325ページをお開きいただきたいと思っております。当課の補正予算額は6億3,192万7,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は17億6,019万2,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。327ページをお開きください。まず、(事項)職員費でございます。執行残に伴いまして、5億9,737万4,000円の減額をお願いしております。

次の(事項)土木事務所等管理費でございます。執行残等に伴いまして、525万7,000円の減額をお願いするものでございます。これは主に、昨年6月及び9月の補正予算で執行いたしました土木事務所等の公用車更新、地上デジタル化に対する経費の入札残等によるものでございます。

次の(事項)公共事業支援統合情報システム構築事業費でございますが、同じく執行残に伴いまして、1,621万6,000円の減額をお願いするものでございます。これは、電子入札システムで使用するサーバー機器の更新時期を変更したことなどによりまして、減額をお願いするものでございます。

次の328ページをお開きください。(事項)建設工事統計調査費でございます。建設工事統計調査費につきましては、国庫委託金の確定に伴いまして、42万3,000円の減額をお願いするものでございます。

次の(事項)建設業指導費につきましては、執行残に伴いまして、1,252万6,000円の減額でございます。

以上が管理課の補正予算でございます。

委員会資料の15ページに戻っていただきたいと思っております。提出議案の御説明をいたします。

議案第46号「宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例」について、県土整備部関係分を御説明いたします。まず、1の改正理由でございますが、3月23日に予定されております宮崎市及び清武町の合併に伴いまして、宮崎土木事務所の所管区域が変更になることから、条例

の一部改正をお願いするものでございます。2の改正の内容ですが、宮崎土木事務所の所管区域に係る規定中、「宮崎郡」を削除することとしております。3の施行期日は合併期日の平成22年3月23日となっております。

次に、18ページをお願いしたいと思っております。その他の報告事項を御説明いたします。

公共事業における経済・雇用緊急対策について御報告いたします。経済・雇用緊急対策につきましては、昨年4月から、最低制限価格の引き上げを含め、さまざまな対策を実施しているところでございます。建設産業におきましては、依然として本県の倒産件数の半数を占める、あるいは国において公共事業関係費が大幅な削減方向にあるなど、建設産業を取り巻く経営環境は今後一段と厳しい状況に陥ることが懸念されているところでございます。このため、建設産業のさらなる支援を行うこととし、現在実施しております対策を継続するとともに、今回新たな対策を加えまして、少しでも早く対応すべきということから、3月からこの対策を実施することといたしております。

その内容を御説明いたします。まず、Iの1の建設工事の最低制限価格の見直しについてであります。より一層の建設業の健全な発展、あるいは工事の品質確保を図るため、今年度の対策——昨年4月から予定価格のおおむね85～90%——の見直しを行ったところでございますけれども、これを予定価格のおおむね90%とすることとし、引き続きランダム加算値を用いた最低制限価格とすることといたしております。あわせまして、2の建設関連業務の最低制限価格につきましても、同様に見直しを行いまして、おおむね80～85%と見直し、引き続きランダム加算値を用いた最低制限価格とすることとして

おります。

次に、19ページをごらんいただきます。3の執行段階での取り組みでございます。現在、実施しております(1)の入札手続の短縮等による早期発注、あるいは(2)の受注機会の確保など、(1)から(4)の取り組みにつきまして、発注の状況や地域の実情等に応じまして、引き続き取り組むこととしております。

次に、4の新たな取り組みといたしまして、受注がない上位等級の企業が参加できる混合入札についてでございます。これは、県工事の受注が1件もないものが参加できる混合入札を年度の第4・四半期に限り状況に応じて実施できるというものでございまして、受注のない企業の受注機会の拡大を図る取り組みでございます。この取り組みによりまして、受注のない企業にとりまして、同じランクの業者との比較におきまして入札参加機会がふえるという、受注のない企業への受注機会の拡大として取り組むものでございます。なお、この取り組みにつきましては、20ページに参考資料をつけておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

IIの実施期間でございますが、本年3月から適用し、来年3月まで実施することとしております。なお、平成23年4月以降の対応につきましては、今後の経済・雇用情勢等の状況を踏まえた上で判断していくこととしております。なお、4の受注がない上位等級の混合入札につきましては、今年度が3月のみの1カ月という対応期間になることから、22年4月及び5月に公告するものについてもあわせて適用することとしております。

県土整備部補正予算の概要と管理課の説明につきましては、以上でございます。

○服部用地対策課長 用地対策課であります。当課の補正予算について御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料の329ページをお開きいただきたいと思います。当課の補正予算額は、一般会計で3,305万8,000円の減額、公共用地取得事業特別会計で1億2,058万円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、一般会計で8億5,964万5,000円、公共用地取得事業特別会計で14億6,871万3,000円、合わせまして23億2,835万8,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。331ページをお開きください。一般会計であります。まず、(事項)収用委員会費であります。これは、収用委員会の運営に要する経費であります。土地や物件の鑑定料等の執行残によりまして、2,593万7,000円を減額するものであります。

次に、(事項)用地対策費であります。これは、用地対策の推進に要する経費であります。未登記処理のための登記事務委託料等の執行残によりまして、525万7,000円を減額するものであります。

次に、333ページをお開きいただきたいと思います。公共用地取得事業特別会計であります。

(事項)公共用地取得事業費であります。これは公共事業に必要な用地を先行取得するための経費でありまして、事業費の執行残と一般会計への繰出金の差額であります1億2,058万円を減額するものであります。

用地対策課は以上でございます。

○岡田技術企画課長 技術企画課であります。当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の335ページをお開きください。当課の補正予算額は323万5,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は

3億5,305万7,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。337ページをお開きください。まず、(事項)職員費でございます。所要見込み額の増に伴い、978万円の増額であります。

次に、(事項)土木工事積算管理検査対策費であります。執行残等に伴い、610万2,000円の減額であります。

次の(事項)公共事業評価委員会費及びコスト縮減対策促進事業費は、ともに執行残に伴い減額するものであります。

技術企画課につきましては、以上であります。

○濱田道路建設課長 道路建設課でございます。

引き続きまして、歳出予算説明資料の339ページをごらんください。道路建設課の補正予算は27億1,287万6,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は304億9,093万8,000円となります。

以下、主なものについて御説明いたします。341ページをお開きください。まず、(事項)直轄道路事業負担金であります。これは、国道10号など国の直轄事業に対する県の負担金でございます。直轄事業費の所要見込み増に伴いまして、2億945万8,000円の増額をお願いしております。

次に、(事項)地方道路交付金事業費であります。これは、地域活力基盤創造交付金の追加配分決定に伴うものでございまして、一般国道及び地方道を合わせまして、20億1,000万円の増額をお願いしております。

342ページをごらんください。(事項)県単特殊改良費であります。これは、国の第2次補正による地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活

用した補正でございまして、5億5,000万円の増額をお願いしております。

補正予算につきましては、以上でございますが、続きまして、委員会資料の21ページをお開きください。議案第59号「工事請負契約の締結について」御説明いたします。

一般国道219号地域連携推進事業（横野工区）のトンネル工事の請負契約の締結についてであります。位置図がありますが、延長3,200メートル、これが横野工区全体の計画区間でございますが、その中でトンネル工事箇所としておりますが、この部分のトンネル工事の請負契約の締結でございます。1に横野工区の全体事業の概要、2にトンネル工事の概要を示しております。3の工事請負契約の概要でございますが、まず、契約の金額は11億7,495万円、契約の相手方は、松本・志多・宮本特定建設工事共同企業体、工期としましては、平成23年9月28日までとしております。

道路建設課は以上であります。

○大寺道路保全課長 道路保全課であります。当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の343ページをお開きください。当課の補正予算額は13億5,283万6,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は181億5,168万1,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。345ページをお開きください。まず、（事項）道路管理費であります。これは、道路の巡視による状況把握や応急措置的な作業等を行う道路巡視業務委託の入札残等に伴い、4,533万8,000円の減額であります。

次に、国の補正予算の成立に伴う補正といたしまして、（事項）県単交通安全施設整備費であります。これは、交通安全施設の整備を行う

事業であります。9,000万円の増額、同じく346ページの（事項）県単舗装補修費であります。これは、道路の舗装補修や打ちかえを行う事業で、8,000万円の増額、次に、（事項）緊急輸送道路等防災対策事業費であります。これは、落石が発生するなど整備が必要な危険箇所の防災対策を行う事業で、2億6,250万円の増額、347ページ、（事項）県単橋梁維持費であります。これは、橋梁の高欄等の補修や再塗装を行う事業で、7億6,750万円の増額であります。

予算につきましては、以上であります。

次に、損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

委員会資料の24ページをお開きください。今回の報告は、東臼杵郡諸塚村での国道327号落石事故以下7件でございます。事故内容別の内訳は、落石事故が5件、支障木接触事故が1件、側溝ぶた不全事故が1件でございます。発生日、発生場所等につきましては、資料に記載のとおりでございます。損害賠償額の範囲は2万4,675円から33万2,397円までとなっております。なお、賠償額は、いずれもすべて道路賠償責任保険から支払われます。報告事項の説明は以上であります。今後とも、さらに道路施設の安全確保に努めてまいりたいと存じております。

道路保全課は以上であります。

○大田原河川課長 河川課でございます。当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の349ページをお開きください。当課の補正予算額は73億324万1,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は175億7,930万円となります。

以下、主なものを御説明いたします。352ペー

ジをお開きください。まず、(事項) 公共災害関連河川事業費であります。これは、災害復旧工事におきまして、原形復旧のみでは事業の効果が限定されるため、再度災害防止の観点から改良復旧を図る事業であります。21年は大きな災害も発生しなかったことから、事業費の確定に伴いまして、5,000万円の減額であります。

次に、(事項) 県単河川改良費でございます。これは、県管理の河川のうち国庫補助の対象とならない局部的な河川の改修などを実施するための事業であります。国の補正予算の成立などに伴い、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の活用によりまして、4億2,000万円の増額であります。

次に、(事項) 河川受託事業費であります。これは、河川事業の実施に伴いまして、市町村等から委託を受けて橋梁のかけかえ工事などを実施する事業であります。今回、延岡市や日南市などからの委託事業費が確定したことによりまして、3億9,451万円の減額であります。

次に、(事項) 直轄河川工事負担金であります。これは、国が大淀川などの直轄区間におきまして、河川激甚災害対策特別緊急事業などの河川改修などを行っておりますが、これに対する県の負担金であります。今回、直轄事業費の見込み減に伴いまして、2,743万2,000円の減額であります。

次に、(事項) 河川激甚災害対策特別緊急事業費であります。これは、甚大な被害を受けました県管理区間における大淀川支川の大谷川や瓜田川におきまして、川幅を広げたり、輪中堤の整備などを行う事業であります。国庫補助事業決定に伴いまして、1億4,000万円の増額であります。

次に、353ページをごらんください。(事項)

ダム管理費であります。これは、渡川ダムなど8つの多目的ダムと日南ダムなど5つの治水ダムの維持管理に要する経費でありまして、執行残等に伴いまして、4,761万7,000円の減額であります。

次に、354ページをお開きください。(事項) 公共土木災害復旧費であります。これは、被災した道路や河川などの公共土木施設の災害復旧事業であります。21年は大きな災害が発生しておらず、21年災害復旧事業費等が確定したことによりまして、国庫負担決定に伴う72億3,169万5,000円の減額であります。

次に、(事項) 県単災害復旧費であります。これは、県単独で行います公共土木施設の災害復旧事業であります。事業費の確定に伴いまして、4,214万円の減額であります。

次に、355ページをごらんください。(事項) 直轄災害復旧事業負担金であります。これは、大淀川などの直轄区間におきまして、国が行う災害復旧事業に対する県の負担金であります。今回、直轄事業費の見込み減に伴いまして、6,753万7,000円の減額であります。

河川課につきましては、以上であります。

○平田砂防課長 砂防課であります。当課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の357ページをお開きください。当課の補正予算額は2,402万2,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は52億9,192万8,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。359ページをお開きください。まず、(事項) 公共砂防事業費であります。これは、土砂災害から人命・財産を守るため、荒廃した溪流において実施する流路工などの整備に要する経費であります。国庫補助決定に伴い、621万7,000円の増額

であります。

次に、（事項）県単公共急傾斜地崩壊対策事業費であります。これは、既存の急傾斜地崩壊防止施設の修繕に要する経費であります。国の補正予算の成立に伴い、2,000万円の増額であります。

砂防課につきましては、以上であります。

○野田港湾課長 港湾課であります。当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の361ページをお開きください。当課の補正予算額は、一般会計で6億5,533万8,000円の減額と、港湾整備事業特別会計で4,658万7,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、一般会計と港湾整備事業特別会計を合わせまして、80億7,016万1,000円となります。

以下、主なものについて御説明いたします。363ページをお開きください。まず、一般会計補正予算であります。（事項）空港整備直轄事業負担金であります。これは、宮崎空港の防波堤の改修等に係る直轄事業の負担金であります。事業費の確定に伴いまして、702万1,000円の減額を行うものであります。

（事項）港湾事務所等維持管理費であります。これは、港湾課所管の港湾事務所の庁舎の維持管理に要する経費であります。修繕費等の執行残に伴いまして、253万9,000円の減額を行うものであります。

次に、364ページをお開きください。（事項）港営費であります。これは、県内16港湾の管理運営に要する経費であります。委託経費等の執行残に伴いまして、313万6,000円の減額を行うものであります。

次に、（事項）特別会計繰出金であります。これは、特別会計予算において歳入不足が生じ

たことから、一般会計から特別会計への繰出金として8,084万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、365ページをごらんください。（事項）港湾海岸保全事業費であります。これは、港湾、海岸の流木処理など、維持保全に要する経費であります。事業費の確定に伴いまして、1,589万円の減額を行うものであります。

次に、（事項）公共港湾建設事業費でございます。県内の港湾施設の機能強化、安全性等を確保するため、国庫補助事業により防波堤などを整備する経費でございます。国庫補助決定に伴いまして、2,115万円の減額を行うものであります。

次に、（事項）県単港湾建設事業費でございます。この事業は、県が単独で実施する港湾施設の改良などに要する経費であります。国の地域活性化・きめ細かな臨時交付金の活用により、5,000万円の増額を行うものであります。

次に、（事項）港湾災害復旧費であります。これは、公共港湾施設の災害復旧に要する経費であります。21年度は港湾災害がなかったことから、7億4,691万円の減額を行うものであります。

以上が一般会計補正予算であります。

次に、367ページをごらんください。港湾整備事業特別会計補正予算について御説明いたします。（事項）細島港管理運営費であります。荷役機械及び引船の委託経費等の執行残に伴いまして、789万5,000円の減額を行うものであります。

次に、（事項）宮崎港管理運営費であります。宮崎港のフェリーターミナルやその他の施設の維持管理などの執行残に伴いまして、901万8,000円の減額を行うものであります。

次に、368ページをお開きください。（事項）油津港管理運営費であります。荷役機械の修繕費等の執行残に伴いまして、350万6,000円の減額を行うものであります。

最後に、（事項）油津港整備事業費であります。これは、油津港の上屋の建設に要する経費であります。地盤が軟弱であったことなどから、6,730万4,000円の増額を行うものであります。

港湾課は以上であります。

○黒田都市計画課長 都市計画課であります。当課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の369ページをお開きください。当課の補正予算額は1,090万3,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は36億6,924万7,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。371ページをお開きください。まず、（事項）美しい景観づくり事業費であります。これは、宮崎県景観形成基本方針に基づき、住民、事業者、市町村に対する啓発や支援等、良好な景観の形成に関する各種施策の実施に要する経費であります。景観計画策定支援に係る市町村への補助金及び公共事業景観形成ガイドラインの委託発注による執行残に伴います223万2,000円の減額であります。

次に、372ページをお開きください。（事項）都市計画受託事業費であります。これは、県が実施する都市計画事業にあわせて市や町の施行分の工事を受託して合併施行することで相互の事業促進が図られることから、受託による一体的整備を実施する経費であります。現在、都城市蔵原通線においてJR西都城駅前広場の整備を行っており、整備に伴うJR九州からの負担金と、広場整備の一つとして実施するバスシェ

ルターに都城市が掲げる市の情報板設置工事の受託費が確定したことに伴う1,298万6,000円の増額であります。

予算関係については以上であります。

次に、委員会資料の25ページをお開きください。議案第60号「工事請負契約の締結について」御説明いたします。

都市計画道路愛宕通線、県道名が稲葉崎平原線でございますが、地域活力基盤創造交付金事業、（仮称）岡富橋上部工の工事請負契約の締結についてであります。位置図をごらんください。五ヶ瀬川にかかる橋梁でございます。次のページに橋梁図を掲げておりますけれども、この工事は、延岡市において整備を進めております延岡西環状線の一部をなし、五ヶ瀬川に新しくかける岡富橋上部工事でございます。条件付一般競争入札・総合評価落札方式に付したものであります。1に岡富橋工区全体の事業概要を、2に岡富橋上部工事の概要を記載しておりますが、橋長190.2メートル、4径間のコンクリート橋の製作架設工事を行うものであります。3の工事請負契約の概要をごらんください。契約の金額は8億3,475万円、契約の相手方は富士ピーエス・日新興業・内山建設特定建設工事共同企業体、工期は平成24年3月25日までであります。以上でございます。

○東公園下水道課長 公園下水道課であります。当課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の373ページをお開きください。当課の補正予算額は806万1,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は10億7,223万6,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。375ページをお開きください。まず、（事項）下水道事

業推進費であります。このうち公共下水道整備促進事業であります。これは、公共下水道を整備しております市町村に対する県単独の交付金でありまして、市町村の事業費確定等に伴い、743万4,000円の減額であります。

次に、(事項) 県単都市公園整備事業費であります。これは、県単独で都市公園施設等の整備を行う事業であります。国の補正予算の成立に伴い、2,000万円の増額であります。

公園下水道課につきましては、以上であります。

○佐藤建築住宅課長 建築住宅課であります。当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の377ページをお開きください。当課の補正予算額は8,242万1,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は28億1,388万2,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。379ページをお開きください。まず、(事項) 建築確認指導費であります。これは、建築物の建築確認許可及び検査等に要する経費であります。建築確認審査において構造計算適合性判定件数が見込みより少なかったこと等から、判定機関へ支払う手数料等5,934万1,000円を減額するものであります。

次に、380ページをお開きください。(事項) 建築物防災対策費であります。これは、建築物の地震等に対する防災対策に要する経費であります。がけ地近接等危険住宅移転助成事業において申し込みが見込みより少なかったこと等から、市町村へ支払う補助金等715万5,000円を減額するものであります。

次に、(事項) 県営住宅管理費であります。これは、県営住宅の管理運営に要する経費であります。高岡土木事務所管内の県営住宅管理

に今年度から指定管理者制度を導入したことにより、土木事務所に配置しておりました県営住宅管理員を減員したこと、また事務費の執行残等により904万9,000円を減額する一方で、県営住宅の家賃誤算定により家賃を過大に徴収していた方に対する還付に要する経費として1,370万5,000円を増額し、差し引き465万6,000円の増額をお願いするものであります。この詳細については後ほど説明させていただきます。

次に、381ページをごらんください。(事項) 市町村営住宅建設促進費であります。これは、市町村が行う障がい者世帯向け公営住宅の建設などに対して助成するものであります。整備計画の策定費用に対する要望がなかったこと等から、447万8,000円を減額するものであります。

次に、(事項) 公共優良賃貸住宅供給促進費であります。これは、民間の土地所有者等が行う高齢者の居住の用に供する優良な賃貸住宅の建設に対して助成するものであります。対象となります建設事業費が見込みより少なかったこと等から、594万8,000円を減額するものであります。

次に、先ほど申し上げました県営住宅家賃の還付に係る補正額についてであります。委員会資料の27ページをお開きください。県営住宅における家賃算定誤りについてであります。

この件につきましては、昨年9月定例県議会の常任委員会におきまして、中間報告をさせていただきましたが、県営住宅のすべての団地の調査が終わりましたので、本日は補正額の説明とあわせまして、その御報告をさせていただきます。

まず、1の概要であります。(1)の経緯であります。昨年5月に国富町にあります県営

向陽団地におきまして、家賃算定の基礎となる住戸面積及び家賃に誤りが判明したため、調査結果を公表いたしますとともに、関係入居者の皆様方におわびと御説明を行いました。向陽団地以外につきましても、直ちに調査を行いまして、一部の団地で誤りが判明しましたので、9月議会の常任委員会におきまして、中間報告をさせていただきます。誤りが判明した18団地の関係入居者の皆様には10月におわびと御説明を行っております。

次に、(2)の家賃の過大または過小徴収であります。まず向陽団地につきましては、総戸数142戸のうち40戸におきまして、総額1,253万8,000円の過大徴収が、また48戸におきまして、総額316万円の過小徴収がありました。過大徴収分につきましては、昨年10月に、既に退去された方も含めまして還付をしております。また、同じく昨年10月より正規家賃への改定を行っております。次に、その他の115団地8,812戸であります。そのうち10団地166戸におきまして、総額1,716万7,000円の過大徴収が、また15団地336戸におきまして、総額6,896万7,000円の過小徴収がありました。過大徴収分につきましては、本年3月末をめどに、既に退去された方も含めて還付したいと考えております。また、本年4月分より正規家賃への改定を行いたいと考えております。なお、家賃に誤りのありました18団地502戸の皆様には、各団地において説明会の開催あるいは戸別訪問を行いまして、おわびと御説明を行い、御理解をいただいたところであります。

次に、(3)の住宅使用料還付に追加で必要となる経費であります。表のアの向陽団地に係る住宅使用料還付に要する経費につきましては、9月補正予算におきまして、概算で1,600万

円を措置していただきました。イであります。向陽団地の過大徴収でありました方に還付した総額は1,253万8,000円となっております。アとイの差が、ウにありますとおり、還付残額で346万2,000円となっております。次に、エのその他の団地に係る住宅使用料還付に要する経費であります。1,716万7,000円が追加して還付する総額であります。オの今回の補正予算で必要となる額につきましては、ウの還付残額346万2,000円を差し引きまして、1,370万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

次のページをごらんください。2の家賃算定誤りの原因であります。今回判明した家賃算定誤りは、平成10年4月に全面施行されました新家賃制度への移行過程において生じたものであります。次の4点が原因と考えております。まず、(1)の住戸面積算定作業を短期間に行わなければならなかったこととあります。新しい家賃制度を定めた改正公営住宅法は平成8年8月末に全容が国から示されましたが、法改正後に着工し、10年4月以前に完成するものから順次施行とされ、本県では9年9月末に完成の住宅から適用となったことから、実質1年で下に掲げておりますアからエまでの業務をすべて終える必要がありました。特に、条例の全部改正案を9年6月議会に上程する必要があり、アの住戸面積算定につきましては、業者への委託のための発注準備、議会への上程のための準備期間を除きまして、約3カ月しか充てることができなかったことから、既存の図面等から住戸面積を算定することといたしまして、住戸の計測までは行わないこととしましたことから、結果的に作業精度を上げることができなかったということです。

次に、(2)の住戸面積算定の根拠とした図

面の取り違えがあったことであります。住戸面積算定誤りのあった住戸は、昭和40年から50年代建設のものが約9割を占めております。当時は毎年多数の住宅を建設しており、住宅建設の合理化のために標準設計という共通図面を複写して使用しておりました。また、当時、この標準設計は居住水準の向上を図るために毎年2～3平米ずつ住戸面積を大きくして改定されておりましたので、間取りはよく似ておりますけれども、面積は異なる図面が多数あり、各棟の図面を特定し、面積を算定する過程において、図面の取り違えを生じる原因になっております。

次に、(3)の住戸面積算定結果の検収においてすべての誤りを発見できなかったことであります。結果の検収は各土木事務所で行いましたが、9,000戸もの住宅を短期間でチェックする必要があったため、資料等によるチェックを中心に行い、住戸内の計測までは求めておりません。このため、検収が十分なものとならず、すべての誤りを発見することができませんでした。

最後に、(4)の新県営住宅管理システム運用後においても誤りに気づかなかったことであります。新家賃制度では、旧制度とは異なりまして、同じ間取り、同じ面積であっても、入居者の収入が異なれば、それぞれ異なる家賃となるため、職員が誤りに気づきにくくなっていたことや、職員が新しいコンピューターシステムを信頼し過ぎて、誤りがあるとの認識がなかったため、結果的に誤りの発見がおくれることとなってしまいました。

以上4点が今回の家賃算定誤りの原因と考えております。

次のページをごらんください。今回の事案の反省に立ちまして、二度とこのようなことが起

こらないよう、3の再発防止に向けた取り組みに掲げました対策に取り組んでおります。1点目は、工事完了後の紙及び電子データによる適切な図面保存の徹底であります。工事完了後には、紙だけでなく図面の電子データについても適切な保存を徹底いたします。2点目は、住戸面積・家賃の決定時のダブルチェックの徹底であります。建物の整備に伴う面積及び家賃の決定や変更を行う際には、複数の職員によるチェックをこれまで以上に徹底します。3点目は、入居時等に入居者に間取り図等を提供することによる、利用者の目による確認の実施であります。今回の事案の発端が、間取り図と現況との違いに気づかれた入居者からの問い合わせによるものでありましたことから、入居時等に入居者に間取り図等を提供することで利用者の目による確認を実施いたします。4点目は、住戸内立入検査時等におけるシステムのデータと現場の照合の実施であります。入居者の退去時など住戸内に立ち入る検査の機会には、システムに格納した間取り図等のデータを印刷して持参し、現況との照合を実施いたします。5点目は、システムのデータ更新時におけるダブルチェックの徹底であります。担当者がシステムのデータの更新を行う際には、複数の職員による原票と入力結果の照合をこれまで以上に徹底いたします。以上5点につきましては、昨年9月議会後から徹底した取り組みを行っているところであります。

最後に、今回の事案では入居者の皆様を初め県民の皆様に多大な御迷惑をおかけすることになりましたことにつきまして、大変申しわけなく、改めておわびを申し上げる次第であります。今回のことを教訓にいたしまして、誠心誠意努めてまいる考えであります。

次に、30ページをごらんください。県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

県営住宅の家賃等を滞納されている方に対しましては、入居者の立場に立ったきめ細かな納付指導を行っているところですが、入居者負担の公平性を確保する観点から、悪質な滞納者に対しましては、明け渡し訴訟等の法的措置を講じているところであります。表に掲げております3名につきましては、県営住宅の家賃等を長期間滞納しており、これまでの再三の請求に対しても家賃等の納付がないことから、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第33条第1項の規定に基づき、住宅の明け渡し請求を行いましたが、うち1名につきましては、誠意ある対応が見られず、期限までに住宅を明け渡さなかったことから、住宅の明け渡しと滞納家賃等の支払いを求めて訴えを提起するものであります。また、次の2名につきましては、滞納している家賃を分割により納付する旨の申し出があり、分割納付もやむを得ないものとして和解を行うこととしたものであります。表の右端の専決年月日をもちまして、それぞれ専決処分を行ったものでございます。

建築住宅課は以上であります。

○川崎営繕課長 営繕課でございます。当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の383ページをお開きください。当課の補正予算額は1億3,354万7,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は11億7,769万6,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。385ページをお開きください。まず、(事項)庁舎公舎等管理費でございます。これは、庁舎公舎等の

維持補修に要する経費でございますが、維持修繕工事費等の執行残に伴いまして、6,300万円の減額でございます。

次の(事項)電気機械管理費でございます。これは、庁舎等の機械電気設備の維持管理に要する経費でございますが、維持管理業務委託の執行残に伴いまして、2,000万円の減額でございます。

次の(事項)電話設備管理費でございます。これは、庁舎等の電話設備の維持管理に要する経費でございますが、維持修繕工事及び維持管理業務委託の執行残に伴いまして、4,030万円の減額でございます。

営繕課は以上であります。

○渡辺高速道対策局長 高速道対策局の補正予算について御説明します。

歳出予算説明資料の387ページをごらんください。当局の補正額は3億7,154万2,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は32億3,363万6,000円となります。

次に、主なものを御説明いたします。389ページをお開きください。(事項)東九州自動車道建設促進対策事業費でございます。これは、高速道路の建設に伴っての工事用道路や開通を予定するインターチェンジへの案内標識を整備する事業でございます。事業の確定に伴いまして、2,709万円の減額としております。

次の(事項)東九州自動車道用地対策費でございます。これは、県がNEXCO西日本から用地取得事務に関して受託しているものでございまして、その業務委託費の確定に伴いまして、5,470万円の減額となっております。

390ページでございます。(事項)直轄高速自動車国道事業負担金でございます。これは、いわゆる新直轄事業の県の負担金でございまして

て、その所要見込み額減に伴いまして、2億5,286万5,000円の減額をお願いしております。

最後に、(事項)地域自立活性化交付金事業費でございます。これにつきましても、開通を予定しておりますインターチェンジへの案内標識を整備する事業でございます、交付金決定に伴いまして、1,740万円の減額でございます。

予算の説明は以上でございますが、次に、報告事項がございます。

委員会資料の31ページをお開きいただきたいと思っております。損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づいて御報告いたします。これは、県有車両による交通事故の損害賠償でございます、事故の内容につきましましては、東九州自動車道用地事務所の職員が用地事務所内で県有車両を移動させていたところ、相手方がバックをしてきて当方の車両に接触したものでございます。損害賠償額は物損被害でございます、標記の金額で和解契約を締結しております。なお、交通事故防止につきましましては、職場研修を実施するなどの取り組みを継続して行ってきたところでございますけれども、今回の事故を受け、今後さらに一層、職員への交通安全に対する啓発、指導の徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

高速道対策局については以上でございます。

○宮原委員長 執行部の説明が終了しました。まず、議案及び報告事項についての質疑はありませんか。

○星原委員 331ページの収用委員会費で当初3,400万円余組まれていて、減額が2,500万円余で、会議が行われなかったからだろうというふうに理解するんですが、収用のそういう問題

がなかったから開かれなかったという理解でいいんですか。

○服部用地対策課長 収用委員会のほうに今、裁決申請が上がってきておりますのは、件数的には2件でございます。収用委員会費を2,500万円余減額させていただいておりますのは、収用委員会の審理等に必要な土地の鑑定料、物件の鑑定料を組ませていただいておりますが、裁決が確かに少なかったということによって執行残が生じたということでございます。

○徳重委員 高速道対策についてですが、2億5,286万5,000円の減額ということですが、これは予定のキロ数より延びなかったというか、それとも金額が違ったということですか。

○渡辺高速道対策局長 これは東九州道の新直轄区間の事業費の確定に伴うものですが、全面展開をしているので、延長が少なくなったということではなくて、事業費の調整というのが、国と来年度の見込みがどうなるのかというので調整をして当初予算に我々は積むことになるんですけれども、例えば来年度予算であれば、今の時期ぐらいに国と来年度の見込みがどうなるかと、今回は1年前ぐらいに今年度の当初予算で幾ら新直轄の負担金を積むかということ調整するんですけれども、まだ当然国の予算のほうで確定していない段階での調整になります。現場の直轄の事務所との調整になるわけですが、そのときに我々としては高速道路でこれだけ進むだろう、それに必要な金額はこれだろうという感じで積むものですから、最終的な確定額というのは、国の予算というのは3月に決定しますので、そこで差が出てくると。その後またいろいろ補正とか変わってくるんですけれども、当初の予定、見込み、その差で確定部分との差がこれだけ出たという

ことですので、実態は、もう少し額的には欲しかったというところで調整していたということです。

○徳重委員 県の考え方としては、予定のキロ数、工事は行われたと理解していいんですね。予定されていた工事は基本的には実行されたと理解していいんですね。

○渡辺高速道対策局長 今回、減額をお願いしておりますけれども、我々が望んでいる全体の開通に対して、今年度に関しては大きくそれに影響を及ぼすような減額ではないというふうに理解しております。

○徳重委員 公園下水道課にお尋ねします。公共下水道促進事業、金額は小さいんですけども、743万4,000円の減額ということのようですが、現在、県内の普及率はどのような状況になっていますか。

○東公園下水道課長 20年度末で51.1%です。

○徳重委員 聞くところによりますと、下水道工事が公共事業として行われるわけですが、各市町村かなり縮小された、そういうお話を聞きますが、どんな状況ですか。

○東公園下水道課長 今、市街地の住宅密集地は大体、公共下水道で進んでいるですけども、周辺部につきまして、合併浄化槽等の見直しというのが始まっておるところです。

○徳重委員 宮崎県の普及率というのは、九州では一番悪いんですか。それとも、九州全体での状況だけ教えてください。

○東公園下水道課長 九州では5位です。

○徳重委員 下水道課ができたのも私が議員になってすぐだったと記憶しているんですが、生活のバロメーターと言われるぐらい下水道は進めなきゃいけない、住民生活を衛生的に安定していくということで、このことについては50%

台ではいかがかなと、やはり70～80%ぐらいまで押し上げていくという努力をしなければいけないと思いますが、いかがですか。

○東公園下水道課長 今、宮崎県の環境サイドで生活排水処理基本計画というのをつくっているんですけども、それでいきますと、最終目標が公共下水道は64.7%という形になっています。その数字でいきますと、現在、進捗率としましては順当というところですよ。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

○太田委員 歳出予算説明資料の327ページ、管理課であります。制度上やむを得ないかもしれませんが、職員費のところは5億9,000万近くの減額ですね。6億近くのものなんですけど、昨年もそういう形で4億程度の減額をされているようですが、ほかの部では職員費としてこういう大きな減額はないように思うんです。こういうやむを得ない大きな誤差が出るんですか。人数の関係とか何か特殊な理由があるんですか。

○成合管理課長 327ページの管理課の職員費でございますが、委員御指摘のとおり、毎年度ここは補正減させていただいております。この理由でございますが、この職員費は、県土整備部の管理課あるいは各土木事務所240～250名分の人件費をここに計上しております。県土整備部の独特の予算で公共予算と非公共予算というのがございまして、公共予算の中に事務費がございまして、特に国庫補助を2分の1とか受け入れております補助公共事業の事務費、この中にいわゆる国庫で支弁できる人件費を見込むことができます。ただ、この人件費は、当初予算を組む場合に、前年度の年末あたりで職員のそのときの状況によって組むわけでございますが、管理課で組む県費分をマックスで組んでおりまして、最終的に国庫補助事業が確定した段階で

補助公共の事務費のほうに人件費を振りかえるという作業をしております。これはなぜかといいますと、2分の1が国庫補助で支弁されるということで、県にとっては有利な支出になるものですから、このような措置をさせていただいているということでございます。

○**太田委員** 有利なやり方でやむを得ないということですね。わかりました。

あと2つほどあるんですが、議案に関することと言えば、常任委員会資料の24ページの損害賠償額を定めたことについてであります。落石事故という、例えば落ちていたところに車でぶつかったりしたのか、もしくは落石が家に落ちて家を壊してしまったのか、人がいたときに人に当たって人身的な事故になったのか、落石という事故の内容はどういうものが多いんですか。

○**大寺道路保全課長** 先ほど落石を5カ所と報告いたしました。5カ所のうち3件が、落ちていた落石に乗り上げて車の前とか底を壊したという部分です。落石が直撃で車を襲ったというのが残り2件でして、一番高額の33万2,000円の損害賠償があるものは、直撃を受けた上に人身の事故があったということになります。

○**太田委員** わかりました。次の25ページであります。議案第60号の橋梁、延岡のほうで大変ありがたく思っております。工期として24年3月25日までということですが、完成して供用開始は24年4月以降ということと考えていてよろしいのでしょうか。

○**黒田都市計画課長** この橋梁は、現在、下部工を施工しております。すぐに上部に着工しまして、債務負担行為で工事を終わらせて、23年度末に完成します。そのときには供用できるかと思っております。

○**太田委員** わかりました。

○**宮原委員長** ほかにございませんか。

○**黒木委員** 今の損害賠償の件ですけれども、落石注意と標識に書いてありますけれども、それがあっても、落石に遭った場合は本人の不注意ではなくて損害賠償すると考えていいんですか。

○**大寺道路保全課長** 道路法では、道路管理者は良好な状態で道路を維持する義務があるということになっております。落石注意という標識は、次善の策として立てさせていただいておりますけれども、基本的に本来の仕事の中では、きっちりした防護さくであるとか、そういう対策は立てなければならないと。一部、過失相殺になる部分はあるかもしれませんが、基本的には管理瑕疵はあるというふうに判断いたしております。

○**黒木委員** 松くい虫で松が枯れたのを道路のそばによく見るんですけれども、それが倒れて事故になった場合は、責任は管理者ですか、山主になるんですか。

○**大寺道路保全課長** 今の事案で、落石、倒木があった場合に、すべて道路敷から来たものが当たって損傷するとは限りません。あるいは民地から落ちてきたのが車を直撃したということがあります。ただいままでの判例で申し上げても、道路管理者は道路を保全する義務があるということで、私どもの道路管理区域外、いわゆる民地から落ちてきて車を損傷した場合でも管理瑕疵があるというような判例になっております。したがって、そういう場合も管理瑕疵はあるというふうに判断することになろうと思っております。

○**黒木委員** 388号線で北郷から門川に抜けるときに猿が石を投げるおそれがある、それも落石

ですね。

○大寺道路保全課長 今おっしゃったような事故が2年ほど前から、猿がドングリ等を拾って、そのときに石をどけるので、国道の上から石が落ちてきて車を損傷するという事故があります。これも私ども努力しておりますけれども、万やむを得ない事故ということで、管理者責任はあろうかと思えます。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

○坂口委員 議案第59号、第60号、契約関係ですけれども、別の資料をもらったんですが、総合評価の評価点の橋梁とトンネル、それぞれ配点があって採点があります。採点表の施工計画のところとその下のそれぞれ3つにまず大きく分けて、下は大体その工事ごとに点数がそれぞれ固定されるかなと思うんです。企業の技術力とか、配置予定技術者はその人の点数でしょうから、選手をかえればですけれども、上のほうの施工計画のところは自社の点数をどれぐらい上げきるかですけれども、まずトンネルのほうで品質の管理の技術的所見と施工上配慮すべき技術的所見、もう一つの橋梁のほうは品質管理に係る技術的所見ですけれども、具体的には、それぞれ工事の特徴があるんですけれども、どういことを問われて、どういった視点から審査されているのかというのを教えていただけると……。

○濱田道路建設課長 まず、トンネルのほうでございすけれども、技術提案で求めた所見につきましては、品質管理につきましては、覆工コンクリートといいますけれども、地山を覆うコンクリートの品質確保について技術的所見を求めております。施工上配慮すべき事項につきましては、掘削時の切り羽、これは掘削していきます一番前面のところですが、それと

天端——掘削した上のほう、こういったところの挙動の観測管理につきまして、技術的所見を求めております。具体的にどのような提案があったかにつきましては、申しわけございませんけれども、それぞれ各企業の独自の創意工夫とかノウハウということでございすので、具体的にはお答えできないんですけれども、お答えできる範囲としましては、例えばコンクリートの充てん性、ひび割れ、剥離防止対策に関する耐久性向上のための品質確保に関する提案、不測の事態の予防のための計測管理に関する工夫といったような提案をいただいております。

○黒田都市計画課長 街路の岡富橋のほうですけれども、品質管理に関する技術的所見としまして2点ですけれども、1つは、けたの連結コンクリートとか現場打ちがございす。その現場打ちコンクリートに対する品質と耐久性に関する技術的所見というのが1点でございまして、それと主げた架設時に主げたの転倒防止、主げたが1径間に9本ございまして、4径間で36本ございす。場所的に風が強いところでございますので転倒防止、それと架設機のやはり転倒関係について工夫を求めるといことで、その2点でございす。

具体的内容としましては、コンクリートの打設に関する細かな点とか、主げたの転倒防止、どうそれを固定するか、そういったところに所見を求めていたところでございます。以上でございます。

○坂口委員 なかなか難しいかなと思うんですけれども、例えばトンネルのほうでの覆工コンクリートの品質管理は、まずコンクリートの質自体に配慮するのか、例えば、添加剤なんかを使うのか、それから打設の方法自体を工夫する

のか、あるいは打設した後の養生時点でのいろんなケアでやっていくのか、多岐多範にわたると思うんです。それを20点だとか何点だとかやる——まずどこらまで採用するかというのが一つあると思うんです。

一つには、オーバースペックは整理されたということですけれども、オーバースペックに配慮しながら、そこで使う建設機材・機器に高度なものを使っていくという方法とか、工事自体を保全するためのバルーンみたいなものでとにかく空気が動くこと自体をとめるとか、環境が変わることをとめるというので、オーバースペックと、通常必要とするそういった架設のための、あるいは工法の精度をより高めるための工夫と判断する線引きが一つ難しいかなと思うんです。評価する人によって、これはオーバースペックだとか、これはノーマルな工法、当たり前だとか、整理が難しいなと思うんです。

今度は、配置予定技術者に例えばいい点数をもらっても、その技術者がそこを管理してそれだけの効力を発揮できる施工がやれるかとか、その判断が物すごく難しいような気がするんです。それをどんなにしていこうかというのと、A社というのが提案したことも、A社なら提案はできるけれども、施工ができないという部分もありはしないかなとか、そこらはなかなか難しいんじゃないかなという気がしてならないんです。でも、ほかは固定されているから、こういう大型物件で高度な難易度の高い工事になると、流動的な点数の部分で品質を高めさせるしかないなというのもわかるんですけれども、そこらの問題点が一つあるのかなと。

橋梁の転倒防止にしても、架設工法をしっかりやっていきながらやるという方法と、後はそのオペレーターなんかの技術力で——ひどい

ときは作業中にクレーンなんか転倒したりすることもあります。そういうものをどう防ぐんだとか、それは機械的にクレーンの角度を調整していくのか、オペレーターの勘で振れるところまで振って行って転倒をとめるのかとか、物すごく難しいと思うんです。

評価が一体正しくやれるのかなというのでも、流れとしてはこれはやっていかなければならないと思うんです。僕は先日の一般質問でそこをやろうと思ったけれども、これは若い技術者の皆さんの、その人たちの技術力云々じゃなくて、いろんなことを自分で直接やってきて経験を積み上げないと、この提案されたものとその履行確認、そしてここならやれるという判断が物すごく難しいと思うんです。

繰り返しになりますけれども、やっぱりこの方法で競わせるしかない。ほかのところは固定点数ですから、その優劣を決めるのはこの提案部分ですね。5項目の部分で極力入れていくことだけでも、4つですか、2つと1つだから、願わくば4つ丸々入っていくと、技術的所見の判断というのは本当に完璧です。でも、そこにいくための、責任持っていないものを後の人たちに残していくということに立つと、判断できる人たちというのが、人的体制の整備というのがちょっと心もとないような気がするんです。部長も答えようがないかもわからないんですけれども、そういった面での本当の意味での技術屋集団、その人たちが責任持って発注できて、いいものを確保できるための、発注者側としての責任を果たせる何か欠けているような気がしてならないんです。ここでそれに対してどうのこうのというのはなかなか難しいかもわかりませんが、そここの懸念なんかを持っておられたら——特に団塊世代で今か

ら卒業されていく人たちが、最後の本当の意味でのマルチの技術屋集団かなと思っているんです。自分で現場に行って図面をかいていたところからやっておられる人たちですね。いろんな工法だの機材だの資材だのがどんどん発展というんでしょうか、進化というんでしょうか、進んできた中でそれをつぶさに目の当たりにしてこられた人たちというのがようやくここは判断できるぎりぎりの難しい領域だと思うんです。それをぜひまずは確保して、そして継承して行ってほしいというのが一つあるんです。

本会議であえて僕は今度は基準財政需要額と一般財源の持ち出しとをやらせていただいたんですけれども、部長聞かれたように、今、公共事業は大変なんだ、予算が削られてというけれども、本県の基準財政需要額というのは、土木費というのは243億持っているんです。その243億が基礎数字で、それに案分して上積みされる金が全体で250億ぐらいあるけれども、その中の土木は数十億円とれると思うんです。270～280億とれると思うんですけれども、実際は206億しか一般財源を持ち出してないんです。このところはまだまだ土木はしっかり、自分らが責任持つ仕事をするためにはまだ必要だと、基準財政需要額の基礎料金もまだ我々は使っていないんじゃないかということで、しっかり人的体制を整備してほしいと思うんです。あえてこの前、本会議でちょっとやらせていただいたんですけれども、今ちょっと心配するんです。何十億という金は、昔やっていた生活関連枠ですか、それに匹敵する以上の金は遠慮していますから、単純比較はできないんですけれども、例えば漁港経費なんかは港湾経費で見られていて、何ぼかは含まれて、それが農水から出ているんでしょうけれども、余り遠慮せずに必要な

ものはしっかりやっていただいて、とにかくこの2～3年、すごい苦勞されていますね。悩みに悩んで、じれったい思いもされていると思うんですけれども、もう答えが出るころですから、出した答えを今度は責任持ってやっていくという意味で、必要なものはぜひ整備してほしいなと思うんです。答弁のしようがないでしょうから、これは要望にとめておきます。

○宮原委員長 要望ということですので、よろしくをお願いします。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、ないようですので、次に、その他の報告事項について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、ないようですので、その他何かありませんか。

○星原委員 その他のその他で、今、予算審議しているんですが、マスコミなんかで箇所づけが前もって流れたという話があるんですが、宮崎県にはそういう形で来たものなんですか。来ていないんですか。

○成合管理課長 委員の御質問は、国の直轄事業の配分、事業計画のことだと思いますけれども、県のほうに、22年度に国の行います直轄事業の事業計画、これは昨年11月に概算要求時点での、予算要求時点での事業計画の説明がございました。その後、2月9日だったと思いますけれども、国交省九州地方整備局宮崎河川国道事務所のほうから県土整備部長に現段階での仮配分ということで説明がございました。

○星原委員 まだ予算審議中の時期なんですが、そういう時期にそういう形というのは過去、自民党時代にはあったんですか。

○成合管理課長 私が知っている範囲では、ご

ございませんが、今回の国の概算段階での配分案の自治体の説明でございますけれども、これは国交省のほうの方針でホームページでも同日公表されておりまして、その仮配分の資料の提供の目的というのは、22年度の国の公共事業予算が大幅に削減になるということが一つございまして、それと、直轄事業については直轄事業の負担金、これは今もいろいろ国と地方で議論されているわけですが、そのあり方についていろいろ議論されている中で、都道府県のほうに一部負担金をもらうということで、22年度分については特に丁寧な説明をするという、国の方針ということで聞いております。

○宮原委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、ないようですので、以上をもちまして、県土整備部を終了いたします。執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 31 分休憩

午後 3 時 34 分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日ということになっておりますので、あす行いたいと思います。開会時刻は13時30分といたしたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子について委員の皆様にご相談があります。通常であれば、委員長骨子については採決後に協議していただいておりますが、御存じのとおり、8日の本会議で委員長報告を行うということで日程的に余裕がありま

せんので、この場で協議をさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、委員長報告の項目として特に要望はございませんか。皆さんから出た意見を集約する形でということよろしいですか。

○井上委員 地域雇用対策というのは物すごく重要なので、その辺について強調しておいていただければと思います。

○宮原委員長 それでは、お諮りいたします。

委員長報告につきましては、ただいまいただきました意見も参考にさせていただきながら、正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、何もございませんので、以上で委員会を終了させていただきます。

午後 3 時 36 分散会

平成22年3月5日（金曜日）

午後1時27分再開

出席委員（9人）

委員	長	宮原	義久
副委員	長	西村	賢
委員		星原	透
委員		野辺	修光
委員		黒木	正一
委員		太田	清海
委員		井上	紀代子
委員		徳重	忠夫
委員		坂口	博美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議事課主査	前田	陽一
議事課主任主事	吉田	拓郎

○宮原委員長 委員会を再開します。

まず、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、一括ということですので、一括して採決いたします。

議案第35号、第39号から第41号まで、第44号から第46号まで、第57号、第59号及び第60号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第35号、第39号から第41号まで、第44

号から第46号まで、第57号、第59号及び第60号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、何もありませんので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時28分閉会